

要求水準書（案）に対する質問・意見への回答

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
1	2	第1	2	(2)				目的	質問	「市が描く工業用水道事業経営の将来像に関する複数のシナリオ」を開示ください。	実施方針No19の回答をご参照ください。
2	3	第1	3	(2)	ア			運営権者に求める基本方針	質問	「効率的で収益性の高い戦略的な投資水準とする」とありますが、事業終了期間の状態として如何なる状態を貴市は求めているのかご教示ください。	日常の安定供給に重点を置いた状態監視保全に基づく老朽化対策を施設のアセットマネジメント方針とし、状態監視保全手法を用いて、リスクレベルに応じた維持管理や更新など、施設管理手法の適切な組み合わせにより投資額を抑え、給水区域別の利用者の分布状況や水需要動向、施設の立地特性等を総合的に勘案し、コンパクトで無駄のない、収益性の高い事業構造の実現を求めています。
3	3	第1	3	(2)	ア			運営者に求める基本方針	質問	現在市で実施している状態監視方法やシステムに関する具体的な情報は、今後公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	市では現在、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にお示しする保守点検等を行っていますが、大規模漏水の未然防止を目的とした状態監視保全は実施していません。
4	3	第1	3	(2)	イ			運営権者に求める基本方針	質問	「資本費を抑制する費用対効果の高い管材料や工法等を柔軟に採用すること。」とありますが、事業終了期間の状態として如何なる状態を市は求めているのかご教示ください。	大規模漏水の未然防止等、日常における工業用水の安定供給を確保するために、状態監視保全手法を通じて、修繕や更生、取替等の工法が合理的に選択され、産業用水として求められる工業用水道の特性を踏まえた管材料が適切に使用されている状態を期待しています。
5	3	第1	3	(3)				運営権者に求める基本方針	質問	「価格弾力性に着目した給水収益の増大や安定確保の観点」とありますが、この意味について具体的にお示しください。水需要における価格弾力性は低いのではないのでしょうか。	本市工業用水道の利用者における業種や使用用途、使用実態等は多様であることから、民間発想に基づく多様な料金プランの設定により、利用者における需要の喚起や使用形態の変更を促し、給水収益の増大や安定確保を図っていただきたいという趣旨です。市は、そのような提案を期待しています。
6	3	第1	3	(3)				運営権者に求める基本方針	質問	現在、供給対象である工場・商業施設等の343工場、また銭湯など多くの水需要が見込める既存もしくは計画中の施設において、工業用水の飲料化を実施することは可能でしょうか。(大阪市水道局としては、新規需要の開拓の一つの手法として企業の工業用水飲料化を認められるものでしょうか。)	経済産業省における「工業用水道事業法の解釈」における「工業の用に供する水」についての解釈及び「工業用水道からの雑用水供給に係る運用等について」に鑑み、直接の飲用を目的とした工業用水の供給は、認められていません。
7	3	第1	3	(3)				運営権者に求める基本方針	質問	現在、開発中もしくは計画段階の区域において、工業用水の飲料化を実施することは可能でしょうか。	
8	3	第1	4					本運営事業の対象となる施設	質問	万博などのイベントに伴い、給水区域の拡大など、市の要望や意思決定により給水区域が変更されることは現時点で想定されていますでしょうか。	事業範囲を示す給水区域は、「大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例」等で規定されており、変更する場合、条例改正が必要となるとともに、経済産業大臣から事業の変更許可及び供給規程の変更認可を取得する必要がありますので、事前に運営権者と市との間で十分な協議、調整が必要となると考えます。なお、万博の開催予定地である夢洲はすでに給水区域内であり、新たな国際観光拠点の形成に向けた「夢洲まちづくり構想」等の給水区域内の再開発・地域開発エリアに対し、まちづくりに合った施設誘致について検討が進められているところです。
9	3	第1	4					本運営事業の対象となる施設	質問	運営権者が給水区域を拡大する管路整備を行う際に市の承認は必要となるのでしょうか。	
10	3	第1	4					本運営事業の対象となる施設	質問	「運営権を設定する施設は、事業用資産の総体のうち、市水道事業や他事業体と共有又は共用している施設等を除き、本事業の期間中に市が更新又は改造(以下「更新等」という。)した施設を含む。」とありますが下記2点についてご教示ください。 1)事業所税の資産割や付保の対象について 2)「更新等」の内訳と費用やリスクの負担について	1)事業所税の資産割については、実施方針No37の回答をご参照ください。付保については、運営権設定対象施設に対する建物損害保険(火災、落雷、衝突等)に関しては、本事業開始日以降も引き続き市が加入する予定です。当該保険料に関する取扱いについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。 なお、この他、「実施方針P30第5-2」のとおり、運営権者には、本事業期間中、第三者損害賠償保険に加入していただく必要があります。 2)運営権設定対象施設のうち、本事業開始日に施工が終了していない予定の工事(それらにかかる費用(減価償却費相当額))については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示しており、市の工事終了後速やかに運営権設定対象施設に組み入れます。
11	4	第1	4					本運営事業の対象となる施設	質問	市が更新または改造した施設を含むとありますが、市が更新、改造の権限を持つ施設はどの施設でしょうか。可能であれば募集要項公表前に速やかに開示をお願いいたします。	市は施設所有者として、公益上必要があると判断した場合、運営権設定対象施設の更新等を行うことがあります。 なお、本事業期間中に市が更新等を想定している施設は、本事業開始日に履行が終了していない工事であり、市の工事終了後速やかに運営権設定対象施設に組み入れます。 当該対象施設については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示しております。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
12	4	第1	5					事業の範囲	質問	「工業用水道事業の許可を取得しなければならない。」とあります。この場合、市の工業用水道事業は「休止」となる一方「公営企業会計」はそのまま残るため、工業用水道管理者を配置することになります。この場合の貴市の役割や職務についてご教示ください。	市は、本事業の発注者として、要求水準書や事業計画書で定めた目標の達成や業務品質が確保できているか、運営権者をモニタリングすることになります。また、市は施設所有者及び地方公営企業管理者の立場として、運営権者との間で生じる、運営権対価、20条負担金、サービス対価、一部負担金等の収入・支出や、市水道事業会計との間で生じる、共用施設等にかかる費用等の支出、大阪市工業用水道事業会計の管理(固定資産管理を含む)を行うとともに、本事業の状況を見ながら、工業用水道事業の将来像について検討するという役割があります。
13	4	第1	5					事業の範囲	質問	運営権者が工業用水道事業の許可を取得することですが、許可の変更等を伴う事業内容の変更を行う場合、市の承認等のプロセスは必要でしょうか。	事業許可の変更を伴う事業内容の変更は、給水区域や給水能力の変更等が考えられることから、事前の市の承認等を想定しています。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 なお、「実施方針P33」に記載のとおり、運営権者は、利用料金の決定後、「工業用水道事業法」第17条第2項に基づき、工業用水の料金その他の供給条件について供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならず、これを変更しようとするときも、同様としており、供給規程の内容については、経済産業大臣へ申請する前に、市と十分に協議していただく必要があると考えています。
14	4	第1	5					事業の範囲	質問	事業法第3条第2項に基づき、工業用水事業の許可を取得しなければならないとありますが、取得するために必要な要件、取得期間はどれくらいかかりますか。	許可を取得するために必要な要件は「工業用水道事業法」及び関係法令等をご参照ください。取得期間については、経済産業省との協議・調整状況にもよるため、一概にはお示しできませんが、優先交渉権者決定後速やかに調整に入れるよう、準備を進めていただく必要があると考えます。また、事業開始までの経済産業省との協議・調整については、市としてもサポートしたいと考えています。
15	4	第1	5	(1)	ア	(ウ)		事業全般に係る事項	質問	「地域との共生」とは、業務において具体的にどのような意味でしょうか。また、「市所管業務棟への協力及び協同」での協同とは何を意味しているのでしょうか。	地域との共生は、地域住民等への本事業に対する理解及び認知度を高めるなど、地域住民等と良好な関係性を保つことを意味します。 また、市所管業務等への協力及び協同は、本事業に関して市の所管業務としている予算・決算の作成や、国庫補助の申請、会計検査等の対応について、運営権者も協力することで、本事業を円滑に実施するという意味を意味します。
16	5	第1	5	(1)	イ	(イ)		運転管理	質問	「市への委託を原則」とするとのことですが、発注者としての立場と再委託先としての立場をどのように分離して管理されますでしょうか。	市における工業用水道事業(工業用水道施設の管理者)が本事業の発注者であり、運転管理及び水質管理業務の再委託先となるのは、市の水道事業になります。市のモニタリング部署、運営権者、市の浄配水場の運転管理・水質管理担当部署それぞれの権限と責任については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
17	5	第1	5	(1)	イ	(イ)		運転管理	質問	「市への委託を原則」とするとのことですが、上水事業としての合理的なご判断と考えます。この場合、貴市の業務と運営権者の業務で密接に関係することから運営権者に貴市が出資するようなスキームも一案になりえると考えます。貴市の出資について条件に含める可能性はありますか。	市から運営権者への出資については想定しておりません。
18	5	第1	5	(1)	イ	(イ)		運転管理	質問	「市への委託を原則」とするとのことですが、運営権者と再委託先としての貴市の責任分担を明確にする上では市と運営権者と同様にリスク分担や要求水準案を示していただくことで明確化されたいと考えますので実施契約書においてそうした内容も示されますでしょうか。	浄配水場の運転管理及び水質管理に関する業務委託内容及びリスク分担等については、募集要項等公表時に、運転管理等業務委託契約書(案)としてお示しする予定です。
19	5	第1	5	(1)	イ	(ウ)		運転管理及び水質管理業務	質問	運転管理及び水質管理業務については「市への委託を原則」とし～業務委託契約を締結するものとする」とありますが、委託費について事業計画に見込む必要がありますので市としてどれくらいの金額を想定しているのか目安をご教示願います。	現時点の想定額については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。 詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
20	5	第1	5	(1)	イ			浄水場及び配水場の管理運営に関する業務	質問	協議、合意のもと業務委託契約を締結するとありますが、協議と合意は競争的対話をもって実施されるという理解でしょうか。それとも優先交渉権者選定後に協議・合意のプロセスがあるのでしょうか。	市に委託する場合は、募集要項等公表時に、運営権者から市に運転管理を委託する際の委託契約書(案)として、運営権者から市への業務委託内容及び要求水準、契約金額の算定方法、委託期間等をお示しする予定です。その後、契約内容について、競争的対話などの事業者選定手続きの中で協議、調整を行い、双方が確認した後、本事業の実施契約書とともに確定させます。なお、管理運営方法について、協議に応じますが、水道事業と一体化されたシステム及び体制になっていることが前提であることをご理解ください。
21	5	第1	5	(1)	イ			浄水場及び配水場の管理運営に関する業務	質問	「市への委託を原則」とし、詳細な実施手法に関し、市と運営権者との協議、合意のもと、業務委託契約を締結する」とありますが、委託条件について、市側からの譲歩の余地はあるのでしょうか。	
22	5	第1	5	(1)	イ			浄水場及び配水場の管理運営に関する業務	質問	浄水場及び配水場の管理運営に関する業務のうち、運転管理及び水質管理業務については、原則市への委託とするとあるが、効率化・コスト削減等の要望をすることは可能でしょうか。	

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
23	5	第1	5	(1)	イ		浄水場及び配水場の管理運営に関する業務	質問	市水道事業への業務委託契約に関する仕様、価格、リスク等を含む詳細な契約条件については、実施契約書(案)とあわせて公表していただけますでしょうか。また、価格面に関しては参入可否判断を行う上で非常に重要であるため、募集要項公表前で可能な限り早期に公表いただけますでしょうか。	運営権者から市への業務委託内容及び要求水準、契約金額の算定方法、委託期間等については、募集要項等公表時に実施契約書(案)、及び運転管理等業務委託契約書(案)をお示しする予定です。 なお、委託費用に関する現時点の想定額については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。	
24	5	第1	5	(1)	イ		浄水場及び配水場の管理運営に関する業務	質問	「施設管理計画の策定」とありますが、「P3 第1章.4 本運営事業の対象となる施設」に記載されている「本事業の期間中に市が更新又は改造(以下「更新等」という。)した施設を含む。」は含まれるのでしょうか。	「本事業の期間中に市が更新又は改造した施設」についても運営権設定対象施設であるため、施設管理計画の対象に含みます。	
25	5	第1	5	(1)	イ		浄水場及び配水場の管理運営に関する業務	質問	浄水場の突発修繕は市の職員で対応していただけるのでしょうか？ 運転管理には保守点検は含まれるのでしょうか？	浄水場の突発修繕は運転管理の業務と密接に関係するため、運転管理を市水道事業へ委託した際の役割分担については、募集要項等公表時にお示しする予定です。一方、運営権者にて運転管理を実施する場合は、突発修繕についても運営権者が実施する必要があります。 また、「要求水準書(案)P38」に示すとおり、運転管理には日常点検を含みますが、保守点検は含まれません。そのため保守点検は、運営権者が実施する施設管理に含まれます。	
26	5	第1	5	(1)	イ		浄水場及び配水場の管理運営に関する業務	質問	現状の運転状況、管理体制をご教えてください。	現状の運転状況、管理体制については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。	
27	6	第1	5	(1)	ウ	(イ)	管路管理計画の運用・管理	質問	「更新」とありますが、道路占有関連の手続きも含まれるのでしょうか。	「要求水準書(案)P51～62第4-3(2)ウ 更新の実施」をご参照ください。	
28	6	第1	5	(1)	ウ	(イ)	管路管理計画の運用・管理	質問	末端管路は今現在存在していますか。	末端管路は、平成30年度末時点で約37km存在します。	
29	6	第1	5	(1)	ウ	(イ)	管路管理計画の運用・管理	質問	「工業用水道管路の機能分類の変更」は図4-1、4-2に基づいて行うとしています が、本業務における当該運用・管理の意義をご説明ください。	市では現在、工業用水道管路の機能分類を前提に「工業用水道施設整備事業(2016-2020)」を策定し、これに基づき国庫補助金の要望・申請を行っています。将来を見据えた管路網の形成にあたっては、今後とも当該機能分類に基づく管路管理が必要と判断しています。	
30	6	第1	5	(1)	ウ	(エ)	緊急修繕	質問	緊急修繕を実施する場合、「運営権者は応急給水を行わない」との理解してよろしいですか。	「大阪市工業用水道給水条例」第16条第3項の「給水の制限若しくは停止、断水又は漏水による損害については、市はその責を負わない」との規定に基づき、市ではこれまで、緊急修繕時の応急給水を行っていません。 本事業期間中の対応については、運営権者のご判断によります。	
31	6	第1	5	(1)	ウ		管路の管理運営に関する業務	質問	引き受け時点での状態の保証と確認は如何に実施するのでしょうか。	市では現在、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にお示しする巡視・点検を行っています。引き継ぎ時での状態の確認手法については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。	
32	6	第1	5	(1)	エ	(ア)	営業に関する業務	質問	「給水収益や新たな収入源の確保」とありますが、対市役所との交渉も含まれるのでしょうか。	給水収益や新たな収入源の確保のための取組について、民間事業者の創意工夫のもとご提案いただき、もし市役所との交渉が必要な場合には、基本的には運営権者で実施していただければ結構ですが、運営権者から市へ協力依頼があれば、可能な範囲で対応します。	
33	6	第1	5	(1)	エ	(ア)	営業に関する業務	質問	水道メーターの点検とは検針業務の事でしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細については、「要求水準書(案)P72第5-3(1)ウ」をご参照ください。	
34	7	第1	5	(1)	エ	(イ)	水道メーターに関する業務	質問	水道メーターの検査とは何をのでしょうか。	利用者が使用水量の値について心当たりがない場合に、利用者からの依頼によりメーターの精度を確認するための機能試験を行うことです。	
35	7	第1	5	(1)	オ	(ア)	災害への対応に関する業務	質問	工業用水事業のみか、上水道事業も含むのかご教えてください。	「要求水準書(案)P80第6-3(1)エ(ア)」に記載のとおり工業用水道事業のみの対応です。	
36	7	第1	5	(1)	オ		災害及び事故への対応に関する業務	質問	「対応」の定義あるいは範囲についてご教示願います。	「要求水準書(案)P79～80第6-3(1) 災害への対応に関する業務」及び「(2) 事故への対応に関する業務」に記載の内容です。	
37	7	第1	5	(3)			任意事業	質問	「利用者」のリストおよび供給実績等のデータをご教示いただけないでしょうか。	実施方針No282の回答をご参照ください。	

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
38	7	第1	5	(3)				任意事業	質問	「利用者の工場内設備の保守事業や受水槽等関連設備の設置、リース事業等、運営権者が、お客さまサービス等を通じて特定事業の経営に資するものと自ら判断して実施する業務」が任意事業の定義とされています。工業用水道利用者以外を対象とする新規事業も特定事業の経営に資する事業は任意事業に含まれると理解してよろしいでしょうか。	特定事業そのものに直接的に関係するものだけでなく、運営権者の財務基盤強化など、間接的な形で経営に資するものも含まれます。なお、任意事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、公序良俗に反しない範囲であるとともに、運営権設定対象施設の機能を阻害しないものとしています。
39	7	第1	5	(3)				任意事業	質問	任意事業の実施主体に関連会社が含まれていますが、関連会社の定義は会社法上の定義ということよろしいでしょうか？	任意事業を実施する際の協力者として、運営権者の子会社もしくは関連会社を例示しておりますが、協力先について制限を設ける予定はありません。なお、関連会社とは、「会社法施行規則」第2条第3項第20号（「会社計算規則」第2条第3項第18号）に定める関連会社（会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等（子会社を除く。））を指しています。
40	10	第1	9					用語の定義	質問	「原水水質異常による取水停止」とありますが、このリスクの負担はどちらになるのでしょうか。	「リスク分担表(案)P4」の「水量・水圧・水質異常」に記載のとおり、一時的なものは運営権者が負担し、恒常的な悪化等は市が負担することとなります。
41	10	第1	9					用語の定義	質問	「浄水処理から配水運用までの各工程」とは、原則として市に委託する部分のことを指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	11	第1	9					用語の定義	質問	「状態監視保全」に関して、これまでの漏水(トラブル)履歴、及び把握している管路の状態(問題はあるが放置してる箇所を含む)を開示いただけないでしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
43	11	第1	9					用語の定義	質問	状態監視保全に関して、「故障や劣化傾向等を検出する装置等」とありますが、人間による目視など機械装置を使用しない方法も含まれると理解してよろしいでしょうか。民間側での判断により、実績の少ない新規装置を使うよりも、実績の多い技術として装置に依らない技術の採用もありえると想定しております。	ご理解のとおりです。ICTが他分野で着目されている現在、こうした新技術の導入を想定した状態監視システムを期待しておりますが、ご質問の観点に立ったご提案を妨げるものではありません。ただし、管路の状態監視保全については、埋設管路が地上から直接確認できない点を踏まえ、優れた状態監視システムのご提案を期待しています。
44	11	第1	9					用語の定義	質問	「事後保全」における「管路の事後保全については、影響が地上漏水として顕在化した段階で、応急措置である修繕を行うこと。」とありますが、実際に発生した時には如何なる対応や処置を行うものなのでしょうか。	ご質問の趣旨は、一般的かつ単純な修繕対応の範疇であると考えています。詳細については、「要求水準書(案)P67第4-3(4)ア 突発漏水等への対応」をご参照ください。
45	11	第1	9			表		用語の定義	質問	「大規模漏水」の定義を具体的に教えてください。その判定するのは市ですか。	大規模漏水については、「要求水準書(案)P11」の定義や「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にお示しする発生履歴を目安とし、影響・規模(社会的影響、水使用への影響)を勘案したうえで、その都度、市が判定します。こうした考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
46	11	第1	9					用語の定義	質問	大規模漏水の定義で、具体的な事例が記載されています。市により大規模漏水の認定をされる前提であれば、契約書において、事例の記載と判断者の規定のみではなく、より明確な定義が規定されるという理解でよろしいでしょうか。	
47	11	第1	9					用語の定義	質問	状態監視保全の具体的な事例において、幹線道路の「全域」とありますが、道路の全幅を指すと想定した場合、幹線道路で立体交差で下をくぐる箇所などがある場合もあり、別の要因や地理上の特殊要件による場合もあると考えられます。契約書において、このような詳細な除外要件も含めて明確化していただけるのでしょうか。	
48	11	第1	9					用語の定義	質問	状態監視保全の具体的な事例における「広範囲の利用者」とは具体的に何戸以上を指すのでしょうか。	
49	11	第1	9					用語の定義	質問	状態監視保全の具体的な事例における「減圧」の定義はあるのでしょうか。	
50	12	第1	9					用語の定義	質問	「末端管路」での「特に、道路安全性の確保及び事業経営上の判断として、撤去による除却を促進する必要がある」とありますが、現状で把握しているものを開示頂けないでしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
51	12	第1	9					用語の定義	質問	「上工連結設備」での「逆流弁の設置等」について、上水と工水での分岐点に関連する責任分担はどのようになるのでしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
52	13	第1	9					用語の定義	質問	「上工切替作業」は、上水側と工水側のどちらが行う作業になるのでしょうか。	実施方針No2の回答をご参照ください。
53	12	第1	9					用語の定義	質問	「支障移設」に関して、「相手側によって、費用負担の考え方が異なる」とありますが、具体的に記述いただけないでしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
54	14	第1	9					用語の定義	質問	「上水道等との誤接合(クロスコネクション)」での「工業用水が上水道配水管へ逆流することによる水質被害が発生している」に関して、責任分担はどのようにしているのでしょうか。	運営権者が実施する給配水管工事にあたり、万一、市の水道管との誤接合(クロスコネクション)があった場合の責任は、全面的に運営権者の責任となります。一方、利用者が敷地内で上水道と工業用水道の施設との誤接合を行ったことによって発生した水質被害については、利用者の責任であると考えます。 なお、市は、誤接合防止のため、定期的に内部施設の立入検査を行うこととしており、誤接合等が判明した場合、運営権者は、市と協力して誤接合等の解消に必要な措置を講じていただくこととなります。 いずれにしましても、運営権者においては、工業用水道事業者として、誤接合の発生抑止の役割を担っていただくこととなります。
55	14	第1	9					用語の定義	質問	「事業継続計画」での「災害等危機時」に関して、貴市水道局へ委託する「東淀川浄水場」と貴市直営の「柴島浄水場」との危機対応時の優先度の付け方を、受託先となる市はどのように考えられているのかご教示ください。	運転管理業務等を市に委託する場合、有事の際の浄水場における上水道からのバックアップ等に関しては、市が責任をもって行うこととしており、業務委託契約に基づいて市が主体的に判断します。 運転管理等業務の委託契約に係る詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
56	16	第1	9					用語の定義(表1-3 更生)	質問	更生方法については、事業開始までに市で判断して明示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	「工業用水道更生材(https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000430864.html)」をご参照ください。市では、当該基準に基づき、更生工法の承認を行います。
57	17	第2	1					基本方針	質問	「これまで市が実施してきた多岐にわたる取組の実績を十分に勘案し、これと同等以上の事業運営を実現するとともに、・・・」の中の「市と同等」の具体的な基準(数値基準)をお示しください。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
58	17	第2	1					基本方針	質問	「市が実施してきた多岐にわたる取組の実績」を具体的に開示ください。	
59	17	第2	1					基本方針	質問	「斬新な」とありますが、この定義についてご教示願います。	ご質問の趣旨は、むしろ応募者においてご提案いただきたい内容と存じますが、民間事業者の経営ノウハウや先進技術、創意工夫を最大限に活用するとともに、新しい試みに挑戦する事業経営を指します。 一例としては、民間発想による新たな料金プランや、先進技術を用いた状態監視保全に基づく投資戦略などを活用した事業経営を想定しています。 いずれにいたしましても、ご質問のキーワードを応募者において広義に解釈いただき、魅力あるご提案をいただくことを期待します。
60	18	第2	2	(3)				事業全般に係る事項	質問	「市として取組を求める事項」は具体的には何を指しているのでしょうか。	「要求水準書(案)P25～28第2-3(3)」に記載の各取組を指します。
61	18	第2	3	(1)	ア			工業用水道事業に関する許可取得	質問	経済産業大臣の許可を受けることが事業開始要件に規定されていますが、募集要綱公表時点の実施契約書が許可要件を満たしていることについて、市が経済産業省から確認をとる予定でしょうか。	事業開始にあたっての許可要件を満たすか否かは、「工業用水道事業法」第5条各号に該当するか否かで経済産業省が判断することとなるため、選定された運営権者が、自らの事業提案書の内容等も盛り込んだうえで、「工業用水道事業法施行規則」第3条各項で定められた書類を経済産業省に提出し、同省と調整を行っていただくこととなります。 なお、「実施方針P46第9-3」に記載のとおり、市は、運営権者が本事業を開始するにあたり必要な許認可等について、必要に応じて協力することとしています。
62	18	第2	3	(1)	イ	(ア)		工業用水の供給	質問	消防機関等とありますが、「等」には誰が含まれていますか。運営権者からではなく、市から周知いただける関係者はいますでしょうか。	経済産業省をはじめ、工業用水道事業者として周知いただく必要のある関係者を想定しています。 それらの関係者には運営権者から周知いただくこととなります。
63	18	第2	3	(1)	イ	(イ)		工業用水の供給	質問	供給が継続されていれば、供給規程が変更になっても問題ないという理解でよろしいでしょうか。	事業の持続性確保の観点から供給規程の変更が必要な場合には、「実施方針P33第5-4(2)ウ」及び「要求水準書(案)P19第2-3(1)オ」に記載のとおり、市との協議のうえ、経済産業大臣の認可、利用者への周知が必要となります。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
64	18	第2	3	(1)	ウ			供給規程の作成	質問	既に市が締結している規定の開示はありますでしょうか。	市が利用者との供給契約の内容を示す供給規程は、「大阪市工業用水道事業給水条例」であり、市ホームページにおいて公表しています。 (https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000498867.html)
65	18	第2	3	(1)	ウ			供給規程の作成	質問	供給契約の開示をお願いいたします。	また、利用者との供給条件については、その細則である「大阪市工業用水道事業給水条例施行規程」に定めています。 (https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000498876.html)
66	18	第2	3	(1)	ウ			供給規程の作成	質問	運営権者側で供給規程を作成する場合には、市の条例改正にも影響するため、市のスケジュールを見据えるといつまでに優先交渉権者が供給規程を作成する予定となっているのでしょうか。	スケジュール等については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
67	18	第2	3	(1)	ウ			供給規程の作成	質問	供給規定を作成するにあたり「市と十分に協議を行うこと」とありますが、貴市が「異を唱える」と想定している事柄はあるのでしょうか。	実施契約書や要求水準書等の記載事項に沿わない内容の供給規程は認められません。 例えば、「実施方針P33第5-4(2)イ 利用料金及び運営権対価の提案」に記載のとおり、使用水量が同一条件下においては、新たな利用料金により算定した年間給水料は、現行の料金制度により算定した年間給水料を超えないように設定いただく必要があります。
68	18	第2	3	(1)	ウ			供給規程の作成	質問	優先交渉権者選定時点の提案内容から、選定後に市が優先交渉権者(または運営権者)に対して供給規程の内容の変更を指示することはあるのでしょうか。	供給規程に記載いただく内容のうち、主な事項は事業提案書に記載いただくこととなりますが、優先交渉権者決定後、事業提案書をもとに事業計画書及び供給規程を策定いただくにあたり、その時点において運営権者の収支計画に影響を与えるような内容を市が指示することは想定していません。
69	18	第2	3	(1)	ウ			供給規程の作成	質問	優先交渉権者選定時点の提案内容から、市が優先交渉権者(または運営権者)に対して選定後に内容の変更を指示することがある場合、募集要項公表時に変更指示の基準が示されるのでしょうか。	優先交渉権者決定後、事業提案書をもとに事業計画書及び供給規程を策定いただくにあたり、その時点において運営権者の収支計画に影響を与えるような内容を市が指示することは想定していませんので、収支計画等の条件に関する再協議についても、想定していません。
70	18	第2	3	(1)	ウ			供給規程の作成	質問	優先交渉権者選定時点の提案内容から、選定後に市が優先交渉権者(または運営権者)に対して供給規程の内容の変更を指示することを想定されている場合、供給規程の案などについて、提案書提出前に協議を行う機会を設けていただけるのでしょうか。提案書提出後まで供給規程案に関する協議がない場合は、協議により収支計画が変更される恐れがあることから、収支計画や金銭面の条件についても再度協議可能としていただけますでしょうか。	優先交渉権者決定後、事業提案書をもとに事業計画書及び供給規程を策定いただくにあたり、その時点において運営権者の収支計画に影響を与えるような内容を市が指示することは想定していませんので、収支計画等の条件に関する再協議についても、想定していません。
71	18	第2	3	(1)	エ	(ア)		利用料金の設定	質問	複数の料金プランを設定することとありますが、今のままの課題はなんですか。	画一的な料金であり、利用者の多様なニーズに対して、十分にお応えできていないところが課題と考えています。 「要求水準書(案)P72第5-3(1)ア」に記載のとおり、利用者の利便性の向上、新規開始支援策、積極的な営業活動や新たなサービスの活用等により、給水収益の向上を図るとともに、新たな収入源の確保に努めていただきたいと思います。
72	18	第2	3	(1)	エ	(ア)		利用料金の設定	質問	利用料金の設定において、責任使用水量制に基づく算定方法を基本としつつ、とありますが、現在の契約内容と同一のものを引き継ぐ必要があるのでしょうか。	「実施方針P33第5-4(2)ア(エ)」及び「要求水準書(案)P18第2-3(1)エ(ア)」に記載のとおり、①現在の契約内容と同一のものを引き継いだ上で、②利用者がそれぞれの使用形態に応じて選択できる料金プランも提示していただき、①及び②から利用者が選択できるようにしていただくことを想定しています。 詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
73	18	第2	3	(1)	エ	(ア)		利用料金の設定	質問	インセンティブの高い複数の料金プランを設定することとありますが、責任使用水量制に基づく算定方法を1つと数えて複数という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	18	第2	3	(1)	エ	(ア)		利用料金の設定	質問	利用者の事業特性によって設定が求められる料金プランの内容が変わるため、事業開始時に利用者となる予定の企業名及び事業所(工場・オフィス)での業務内容をご教示ください。	実施方針No282の回答をご参照ください。
75	18	第2	3	(1)	エ	(イ)		利用料金の設定	質問	本事業開始前に市が決定した水量とすることとありますが、いつ時点で決定される予定でしょうか。	例年、利用者から2月末まで、翌年度の責任使用水量の申請の受付を行い、3月中に利用者に通知しています。そのため、令和4年度の責任使用水量については、令和4年3月に利用者に通知することになると考えます。
76	19	第2	3	(1)	オ			供給規程の認可及び届出	質問	利用者に周知することとありますが、利用者数はいくらでしょうか。そのリストの開示はいつでしょうか。	利用者数は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。詳細については募集要項公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
77	19	第2	3	(1)	カ			所管省庁との連絡調整	質問	「所管省庁からの周知や照会等、市に係る事項については、速やかに市と情報共有すること。」とありますが、工業用水道事業を「休止」した大阪市と所管省庁との関係についてご教示いただけないでしょうか。	本市工業用水道事業は「休止」しますが、「地方公営企業法」の適用を受けた、大阪市工業用水道事業会計は存続します。市は、具体的に、モニタリング業務等の実施のほか、経済産業省への国庫補助金申請手続き及び災害時における国や他事業体との連絡調整など、工業用水道施設を保有する管理者及び地方公営企業という権限と責務を有することとなります。
78	19	第2	3	(1)	カ			所管省庁との連絡調整	質問	市に係る事項とは具体的に何を指すのでしょうか。	法改正や国庫補助金の交付基準の変更、災害対策などに関する通知や照会等、市が工業用水道施設を保有する管理者及び本事業の発注者として把握すべき事項を想定しています。
79	19	第2	3	(2)	ア	(ア)		全体事業計画書	質問	「市に提出した事業提案書を踏まえ」とあるが、市側も、これを大きく変更するような「追加要求」はできないという理解で宜しいでしょうか。	優先交渉権者決定後、運営権者が事業計画書を作成するにあたり、市と協議いただくこととしていますが、その際、市から、提出いただいた提案書から大きく内容変更が必要となる指示を行うことは想定しておりません。
80	19	第2	3	(2)	ア			事業計画書の作成	質問	全体事業計画書、中期事業計画書、単年度事業計画書の提出の時期は、それぞれいつを想定されていますでしょうか。	詳細なスケジュールについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
81	20	第2	3	(2)	イ	(ウ)		四半期事業報告書	意見	四半期ごとの事業報告は事務負担が大きいのと考えます。特に四半期決算は、SPCが非上場であることも考えると必要性に乏しいと考えます。	市としては、予算決算事務の遂行を目的として、本事業における経営状況、計画の履行状況について、四半期ごとに事業報告を求めているものですが、当該事務については、ご懸念のないよう、できるだけ簡素化するよう努めてまいります。なお、詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
82	20	第2	3	(2)	ウ	(ア)	B	本事業実施に関する業務の体制	質問	各業務の遂行に適した能力、経験と記載がありますが、各業務毎に具体的な要件をお示しいただけますでしょうか。(例えば●●業務で●●年間の実務経験、等)	法令等に定めのある資格等については、当該資格を有した者を配置いただく必要はありませんが、その他の体制については、各業務に関する個別の能力や経験を指定することはありません。
83	20	第2	3	(2)	ウ	(ア)		本事業実施に関する業務の体制	質問	各業務の遂行に適した能力、経験及び法令等に定めのある資格等について、市で想定しているものがあればご教示いただけますでしょうか。	要求水準書及び各事業計画書で定めた目標の達成や業務品質の確保を果たすため、適材適所で人員配置を行っていただくこととなります。
84	20	第2	3	(2)	ウ	(ア)		本事業実施に関する業務の体制	質問	各業務に対する資格とは具体的にはどのようなものでしょうか。	
85	20	第2	3	(2)	ウ	(ア)		本事業実施に関する業務の体制	質問	漏水事故や設備故障は年間どれくらい発生しますか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
86	21	第2	3	(2)	ウ	(イ)		責任者等の配置	質問	総括責任者、技術責任者、業務責任者の資格要件はないという理解でよろしいでしょうか。	資格要件は課しませんが、責任者として、要求水準書(案)に記載の役割を担うことができる者である必要があります。
87	21	第2	3	(2)	ウ	(イ)		責任者等の配置	質問	総括責任者、技術責任者、業務責任者について、市からPFI法に基づき派遣していただく職員を配置することは可能でしょうか。	責任者等は、SPCと直接雇用契約を締結している者(SPCから直接給与の支払いを受けている者)から選任していただくこととなります。なお、職員派遣については、実施方針No113の回答をご参照ください。
88	21	第2	3	(2)	ウ	(イ)		責任者等の配置	質問	附帯事業における技術的事項に関する責任はCの業務責任者が負うのでしょうか、Bの技術責任者が負うのでしょうか。	「要求水準書(案)P21第2-3(2)ウ(イ)」に記載のとおり本事業の業務に関する技術的事項については、技術責任者が負うこととしていますが、責任者等それぞれの責任範囲の設定については運営権者の裁量の範疇と考えます。
89	21	第2	3	(2)	ウ	(イ)		責任者等の配置	質問	SPCが受け入れる株主企業等からの出向者は「運営権者と直接雇用関係にある者」に該当するという認識でよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)P21第2-3(2)ウ(イ)」に記載の責任者等は、構成企業ではなく、SPCと直接雇用契約を締結している者(SPCから直接給与の支払いを受けている者)から選任してください。
90	21	第2	3	(2)	ウ	(イ)		責任者等の配置	質問	B及びCは兼務ができるのとこと、一人が兼任できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	21	第2	3	(2)	ウ	(イ)		責任者等の配置	質問	会社役員が総括責任者、技術責任者、業務責任者でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	21	第2	3	(2)	ウ	(イ)		責任者等の配置	質問	総括責任者及び技術責任者を設置することとありますが、どちらの責任者も資格要件等はないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)No86の回答をご参照ください。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
93	22	第2	3	(2)	エ	(イ)		再委託等に関する事項	質問	「市内中小企業者の優先的な活用に配慮」とは、具体的にどの程度の配慮が必要ですか。	応募者は、大阪市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、再委託等に関する方針について事業提案を市に示し、優先交渉権者に選定された際、提案書をもとに作成した事業計画書に基づき、事業を実施することとなります。市は、主に事業計画書に基づいて適切に履行できているかモニタリングをすることとなります。
94	22	第2	3	(2)	エ	(イ)		再委託等に関する事項	質問	「市内中小企業者の優先的な活用に配慮」としてありますが、「配慮」したことの評価を行うための定量的基準をお示しください。	
95	22	第2	3	(2)	エ			再委託等に関する事項	質問	再委託業者の決定に際して、市からの介入はないという認識でよろしいでしょうか。	
96	22	第2	3	(2)	エ	(オ)		再委託等に関する事項	質問	運営権者による受託者等の管理は、市に対する運転管理委託も他の委託と同様とし、受託者である市は、当該業務に関し運営権者の適切な管理下にあるものとしていただくよう希望しますがいかがでしょうか。	ご理解のとおり、市が運転管理及び水質管理業務を実施する場合、運営権者は、市が作成する運転管理等業務にかかる計画書に基づき、市(水道事業)の業務内容をモニタリングする立場となります。 詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
97	22	第2	3	(2)	エ			再委託等に関する事項	質問	(イ)及び(エ)の定めにより、市内中小企業者の優先的な活用に配慮し、総合的に勘案した結果、市内中小企業者以外の者が選定されることを妨げるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	理解のとおりです。 再委託等に関する市内中小企業者の取扱に関しては、「大阪市中小企業振興基本条例」第5条の規定に準じて、当該事業者との連携及び協力に配慮することを要求水準書(案)で求めています。
98	23	第2	3	(2)	オ	(イ)	C	財務の健全性を確保した事業運営	質問	事業経営に関する意思決定において、安定的な本事業の継続が困難となるような意思決定とは具体的に何を指すのでしょうか。	例えば、市又は市の指定する者への本事業終了時の円滑な移行に支障となるような料金減免を実施することなど、本事業期間中及び本事業期間終了後の事業運営において、支障をきたすこととなるような意思決定を指します。
99	23	第2	3	(2)	オ	(ウ)	F	財務状況のセルフモニタリングと報告	質問	その他市が必要とする書類を具体的に示すことは可能でしょうか。	詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
100	23	第2	3	(2)	オ	(ウ)		財務状況のセルフモニタリングと報告	質問	任意事業がある場合は、市が必要とする関連資料を市に提出するとありますが、「市が必要とする関連資料」の内容を実施契約書において具体的に示すことは可能でしょうか。	任意事業に関する財務状況の確認は、特定事業の経営に影響を与えていないかを確認することを目的に、これを確認できる資料を提出していただくこととなります。 詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
101	23	第2	3	(2)	オ	(エ)		財務状況の経営指標	質問	財務状況の安全性、健全性を確認するためのAからGの経営指標に関し、市としてボーダーラインを設定しているのであれば、お示し下さい。	詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
102	24	第2	3	(2)	キ	(イ)		内部統制及び企業倫理に関する基本方針の整備・運用	質問	「浄配水場の施設管理にあたっては、運営権者と市の維持管理境界である責任分界点」とありますが、具体的に分界点を提示いただけないでしょうか。	浄配水場の施設管理における責任分界点については、「要求水準書(案)P31～32」にお示しするほか、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にもお示ししています。
103	25	第2	3	(2)	ク			新技術の研究開発、導入	質問	新技術の導入は原則として運営権者の負担ということですが、効果とコストを勘案して運営権者がその導入を判断するという理解でいいですか。	ご理解のとおりです。
104	25	第2	3	(2)	ク			新技術の研究開発、導入	質問	「原則として運営権者がその利益を享受する」との記載がありますが、運営権者以外が利益を享受する場合は、どのような場合を想定しているのかご教示ください。	本事業を実施するにあたり、例えば、本市工業用水道施設を用いて研究開発された新技術等について、引き続き市が活用すること等を想定しています。 詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
105	25	第2	3	(3)	ア			地域との共生	質問	工業用水道事業に対する地域住民等とは具体的にその対象はどのような方でしょうか。	工業用水道の利用者に加え、工業用水道事業の給水区域内外に関わらず、事業を実施するうえで関係する住民や事業者等を想定しています。
106	25	第2	3	(3)	ア			地域との共生	質問	工業用水道事業の運営に多大な影響を及ぼすものに対する意見又は要望等が寄せられた場合とは具体的にどのような事例を指すのでしょうか。	本事業に関して市の役割に関すること及び運営権者が事業を実施するという事実自体に関すること、工業用水道施設の立地に関すること、料金制度に関するものなど、工業用水道事業の経営への影響が大きいと考えられるご意見又はご要望等を想定しています。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
107	25	第2	3	(3)	イ	(ア)		環境対策	質問	「関係法令等に定められる環境に係る基準や要求事項を遵守」とありますが、現状、市が管理運営している施設で遵守できているという理解でよろしいでしょうか。	環境対策の取組は、あらゆる企業においてCSRの一環として取り組んでいるように、市においても大阪市全体の環境施策の中で、これを推進しています。運営権者においても、その一翼を担う工業用水道事業者として環境施策に取り組んでいただくこととなります。市の現在の取組の詳細については、「大阪市水道局環境報告書」をご参照ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000021654.html
108	25	第2	3	(3)	イ	(ウ)		環境対策	質問	「積極的に推進」とありますが、本件における具体的な数値目標は市ですでに設定されているのでしょうか。数値目標があればご教示ください。	
109	25	第2	3	(3)	イ	(ウ)		環境対策	質問	「積極的に推進」とありますが、市に具体的な数値目標がない場合、運営権者の提案により決定されるという理解でよろしいでしょうか。	
110	25	第2	3	(3)	イ	(オ)		環境対策	質問	「再生品の利用促進」とありますが、具体的な数値目標は市ですでに設定されているのでしょうか。数値目標があればご教示ください。	
111	25	第2	3	(3)	イ	(オ)		環境対策	質問	「積極的に推進」とありますが、市に具体的な数値目標がない場合、運営権者の提案により決定されるという理解でよろしいでしょうか。	
112	26	第2	3	(3)	イ	(ア)		環境対策	質問	環境に係る基準や要求事項とは具体的にどのようなもののでしょうか。その達成程度はどうなっていますか。	
113	26	第2	3	(3)	ウ	(イ)		情報管理	質問	秘密の保持に係る措置とは具体的に何を指すのでしょうか。	実施契約において運営権者に求める秘密の保持について、運営権者から業務を受託した者等にも課して頂くことを想定しています。具体的な内容は、募集要項等公表時にお示しする予定です。
114	26	第2	3	(3)	ウ	(ア)		情報管理	質問	『本事業により知り得た一切の情報を漏洩してはならない。』と記載がありますが、情報の概念についてご教示ください。	具体的には、顧客情報、施設情報、業務マニュアル、業務手順書等、本事業を実施することによって知り得た一切の情報を指します。
115	27	第2	3	(3)	オ	(ア)		市との連絡調整	質問	本事業開始日に履行を開始していない工事の取り扱いはどうなるのでしょうか。	本事業開始日に履行を開始していない工事についても、竣工まで市が実施します。
116	27	第2	3	(3)	オ	(ア)		市との連絡調整	質問	「市が実施している工事」の見通しを明示してください。	市が進める予定の更新工事については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。その他、市が水道事業等で実施する予定の工事については、事業開始時点でお示しする予定です。
117	27	第2	3	(3)	オ	(イ)		予算の作成、決算の調整等の経理・会計業務	質問	「市の指示に従い、資料作成、情報提供等対応すること。」とありますが、具体的に作成する資料についてご教示いただけないでしょうか。	市の予算作成、決算調整等に必要となる資料であり、基本的には、各種事業計画書及び事業報告書をもとに市は業務を進めることとしますが、それに加えて必要となる資料を指しています。例えば、市の次年度予算編成作業における市の一部負担金算定の参考とするための、運営権者の更新予定に関する詳細な資料等が想定されます。
118	27	第2	3	(3)	オ	(ウ)		国庫補助金の申請、会計検査等	質問	「国庫補助金の申請。会計検査等」は「市の指示に従い作業を行うこと」としていますが、これら業務についての作業量そのものの軽重が把握できないため、市が想定する従事人員(人工数)をお示しください。また、指示により作成した資料に瑕疵があった場合の責任は市が負うと理解してよろしいですか。	経済産業省への国庫補助金申請は市が行うこととしており、「要求水準書(案)P27第2-3(3)オ(ウ)」に記載の業務については、経済産業省からの次年度国庫補助金に関する事前調査、補助金申請、経済産業省からのヒアリング等を想定しており、補助金受領時の確定検査に関する業務については、検査当日の補助に加えて、工事関係資料の提示、現地調査時の対応等を想定しています。資料の瑕疵のリスク負担については、一般的に当該資料の作成者が負うこととなりますが、市及び運営権者が協力して対応するものであるため、個別事案として双方で協議すべきものと考えます。
119	27	第2	3	(3)	オ	(ウ)		国庫補助金の申請、会計検査等	質問	管路更新など国庫補助対象の更新の具体的な予定はどの程度でしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
120	27	第2	3	(3)	オ	(ウ)		国庫補助金の申請、会計検査等	質問	交付された補助金は、運営権者が全額使用できるのでしょうか。	交付された国庫補助金は、減価償却費の負担額に応じて運営権者と市に分配されることとなり、その詳細については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
121	27	第2	3	(3)	オ	(ウ)		国庫補助金の申請、会計検査等	質問	国庫補助金の対象となる工事について、申請に伴う事務作業の増加コスト等を勘案して申請しないことは可能ですか。	また国庫補助金は、「要求水準書(案)P27第2-3(3)オ(ウ)」に示すとおり、国が定める採択基準に該当する場合は、市として要望・申請を行います。これに必要な資料作成や検査対応等の業務については、運営権者にて行っていただく必要があります。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
122	27	第2	3	(3)	オ	(エ)		水利使用許可の更新手続き等	質問	「水利使用にあたっては、河川法(昭和39年法律第167号)、河川法施行規則及び水利使用規則に基づき、次の対応を適切に行うこと。」とありますが、水利使用者は大阪市のままとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	27	第2	3	(3)	オ	(エ)		水利使用許可の更新手続き等	質問	運営権者が作成すべき書類の様式、目次、内容、仕様詳細や水需要分析の実施方法は募集要項公表時に指定していただける予定でしょうか。	水利使用許可の更新手続きに関し、これまでに市が作成してきた書類や水需要分析については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
124	28	第2	3	(3)	カ			運営権者が所有する資産等	質問	「市が特に認める場合は存置することができる」の基準を明示してください。また運営権者が資産を形成する際、それが存置対象か否かを事前に判別していただくことを希望します。	運営権者の経営及び技術ノウハウを積極的に発揮いただくためにも、ご質問のような運営権者が所有する資産等(新たに設置した機器等)が、存置の対象か否かについては、投資前でもその判断ができる場合もあるため、その考え方を一定お示しすることを検討しています。 詳細については募集要項等公表時にお示しする予定です。
125	28	第2	3	(3)	カ			運営権者が所有する資産等	質問	「新たな機器の設置や新たな構築物等の建築」とありますが、用地使用料について、事業者が負担するという事なのでしょうか。	用地使用料は、特定事業、附帯事業に使用する場合は無償です。 一方、任意事業に使用する場合には、「実施方針P41第6-2」に記載のとおり、市有財産賃貸借契約を締結の上、有償で貸し付けることが基本となります。
126	29	第3	1					基本方針	質問	「大規模な更新による施設の耐震化には多額の事業費を必要とし、事業経営に与える影響が大きいことから、日常の安定供給による事業継続性の確保を管理目標水準とし、状態監視保全に基づく適切な保守点検・補修等対策を講じることにより、現状施設の適切な維持管理に向けた効率的かつ合理的なアセットマネジメントを実施する」とあります。これは、最低限の投資や修繕で工業用水道事業を「維持する」ということが方針であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	29	第3	1					基本方針	質問	運営管理は「原則、市への委託」としていますが、市のホームページでは市はISO22000を取得しており、浄水場の運転に関しては「大阪市水道・水安全マニュアル」に従っているとあります。運営権者は、これらの認証取得や市のマニュアルに従った運転を行う義務はないと理解してよろしいですか。	運営権者にISO22000の認証取得を求めるものではありませんが、運営権者自らが運転管理業務を実施する場合は、「要求水準書(案)P41第3-4参照文書」に示すISOマニュアル(㉓～㉕)を理解したうえで、市と同等以上の水準を維持し、業務を行っていただく必要があります。
128	29	第3	2					業務範囲	質問	こちらに示された業務範囲が「原則として貴市への再委託」されるという理解でよろしいでしょうか。	運転管理と水質管理については「市水道事業への委託を原則」とします。ただし、施設管理については運営権者に必ず実施していただく必要があります。
129	29	第3	2	(1)				施設管理	意見	『状態監視保全に基づく計画的かつ効率的な管理のもと、土木構造物、機械・電気設備、建築物・建築設備の巡視、保守点検、補修、更新等を行う業務』と記載がありますが、この記載方法であると、建築物の・建築設備の巡視以外の事業範囲が不明確ですので、図表等で提示を検討願います。	事業範囲については、「要求水準書(案)P31の表3-1」にお示しするほか、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいて設備台帳・図面等を確認していただくことを予定しています。
130	30	第3	3	(1)	ア			施設管理計画の策定	意見	施設の詳細情報、老朽化調査結果等の資料開示を希望します。	実施方針No30の回答をご参照ください。
131	30	第3	3	(1)	ア	(ア)		施設整備方針	質問	表3-2では具体的な更新時期、取得金額、順序等が記載されていません。具体的な計画はどうなっていますか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示しする情報を基に、自前で事業費や更新時期等を立案して頂き、事業提案書によりご提案ください。
132	30	第3	3	(1)	ア	(ア)		施設整備方針	質問	「表3-2の更新想定に基づき、更新等の対象設備を選定し、その実施工程を定める」とのことですが、表3-2の設備は全て更新対象と考えるべきでしょうか？また更新費用負担についての明記が見当たりませんが、対象設備数の増減によって精算されるのでしょうか？	「要求水準書(案)P33の表3-2」に示す設備について、市では、老朽化により更新の必要があると判断していますが、適切な施設管理の実施によって健全度の確保が可能と運営権者が判断される場合は、これを更新しないとする事業提案も可能であり、必ずしも要求水準違反となるものではありません。 また、更新費用負担については、「実施方針P34第5-5(1)ア 更新等に関する費用」をご参照ください。
133	30	第3	3	(1)	ア	(ア)		施設整備方針	質問	「浄配水場の更新想定に基づき」とありますが、この更新想定を施設を更新しないと要求水準違反となるという理解でよろしいでしょうか。	
134	30	第3	3	(1)	ア	(イ)		維持管路方針	意見	現状の保守点検サイクルを開示ください。	「大阪市水道局電気・機械設備点検整備基準(https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000256322.html)」及び「市設建築物定期点検マニュアル(https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000396208.html)」をご参照ください。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
135	31	第3	3	(1)				施設管理	質問	施設管理の対象リスト以外に、配置図やフロー図などについて募集要項公表前の早い段階で開示していただくことは可能でしょうか。	施設管理の対象設備の詳細情報については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
136	33	第3	3	(1)	ア	(ア)		施設整備方針(表3-2 浄配水場の更新想定)	質問	配水テレメータ(御幣島圧力局)が計上されています。工事の内容(発信装置のみ、あるいは圧力取り出し点(配水管穿孔)も含む等)をお示しください。また、市内テレメータ全体に関する市の業務計画(機器保守点検や維持管理を含む)をお示しください。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
137	33	第3	3	(1)	ア	(ア)		施設整備方針(表3-2 浄配水場の更新想定)	質問	計装設備以外の更新は想定されていないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	34	第3	3	(1)	イ			施設整備の実施	質問	「取組実績と異なる内容とする場合は、事前に市に確認すること」とありますが、この「確認」は同意を得ないと実施できない「承認」の意でしょうか。	施設整備の実施にあたり、取組実績と異なる内容とする場合、市の「承認」を得る必要はありませんが、市が持つ知見・ノウハウを踏まえて事前協議を行い、双方で最適な取り組みであることを確認しながら進めていきたいと考えています。
139	34	第3	3	(1)	イ			施設整備の実施	質問	設計・施工一括での発注は可能でしょうか。	ご理解のとおり、設計・施工一括での発注は可能です。
140	34	第3	3	(1)	イ	(ウ)		現地調査	質問	関連する図面や施設運転に係るデータ等の貸与・提供が必要な場合は、適宜、市へ依頼すること、とありますが手続きや要する時間を実施契約等において開示いただくようお願いできますでしょうか。	ご質問の趣旨も含め、市と運営権者との間の手続きについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
141	34	第3	3	(1)	イ	(オ)		施工実施者の選定	質問	「公平・公正性を確保」とありますが、十分な施工能力・施工管理能力を有することを前提に、より経済性に優れた施工実施者を優先的に活用してもよいですか。	ご理解のとおりです。
142	34	第3	3	(1)	イ	(オ)		施工実施者の選定	質問	「必要に応じて市の入札制度を参考にしながら」とありますが、これは市の入札資格や選定メーカー条件の全てを満たすことは、必須ではないとの理解で良いでしょうか。また、その場合参考にした場合と選定の際の評価が異なるのでしょうか。	ご理解のとおりです。また、市の入札制度への適合性は、必ずしも求めるものではありませんので、選定の際の評価に影響するものではありません。
143	34	第3	3	(1)	イ	(オ)		施工実施者の選定	質問	「必要に応じて市の入札制度※⑩を参考にしながら」とありますが、どこまで準じる必要があるのでしょうか。市入札制度のなかで、具体的に準じる必要がある内容や項目、基準などをご教示ください。	市の入札制度に掲げる以下の基準を参考として、ご判断ください。 ・各種設備工事に応じた建設業の許可を有すること ・「建設業法」第26条第1項及び第2項に基づく技術者を配置できること ・自社にて補修工事を除く同種工事の設計、施工した実績を有していること ・災害時や故障時等、緊急対応を要する場合に6時間以内に技術者を派遣できる体制を構築していること
144	34	第3	3	(1)	イ	(オ)		施工実施者の選定	質問	「施工実施者」を設計コンサルと解釈すると、この条文中の設計業務は主として浄水場プラントが対象であると理解してよろしいですか。	「要求水準書(案)P13の表1-2」に示すとおり、「施工実施者」とは一連の施工管理を完遂することができる者を指します。なお、浄配水場の管理運営については、「要求水準書(案)P31の表3-1」に示す土木構造物、機械・電気設備、建築物・建築設備が対象です。
145	35	第3	3	(1)	イ	(ク)	B	施工監理	質問	この条文での「施工監理」とは、主として浄配水場のプラント工事が対象と理解してよろしいですか。	浄配水場の管理運営については、「要求水準書(案)P31の表3-1」に示す土木構造物、機械・電気設備、建築物・建築設備が対象です。
146	35	第3	3	(1)	イ	(ケ)		工事施工	質問	高い施工品質とは具体的に項目、基準はどのようになりますでしょうか。	「水道施設工事共通仕様書」等、「要求水準書(案)P40第3-4参照文書」に示す市の取組実績をご参照のうえ、施工品質の具体的な項目や基準等については、運営権者にご提案をいただく範疇かと存じます。
147	36	第3	3	(1)	イ	(コ)	C	工事完成検査手続き	意見	工事記録写真帳に関して、記録の質が低下しない範囲での簡素化について協議ができるようご検討をお願いします。	適切な出来形・品質管理を行うため、市では「水道施設工事共通仕様書」に基づく、工事記録写真の撮影が必要であると考えています。これを踏まえ、ご質問の趣旨も勘案しながら、内容に応じて、工事記録写真帳に関する協議を行います。
148	36	第3	3	(1)	イ	(サ)		関連工事との調整	質問	「本事業期間中、上水道と工業用水道の共用施設に関して、市による更新工事が予定されているため、双方の工事期間が重なる場合」と有りますが共用施設は市に業務委託しているのではないのでしょうか。	上水道と工業用水道の共用施設は運営権設定対象施設ではないため、市が更新・維持修繕を行い、そのうち工業用水道事業に要した経費は、サービス対価として運営権者が負担します。当該規定は、市が行う上水共用施設の更新工事と運営権者が行う工業単独施設の更新工事の工事期間が重なった場合に、双方に影響が生じないよう事前調整の実施を求めるものです。
149	36	第3	3	(1)	ウ			維持管理の実施	質問	本件は、コンセッション事業という性質上、運営権者が一定のリスクと責任を負って業務を実施するという認識ですが、浄水場管理に関しては、原則市に委託するものと認識しています。市に委託する場合、運営権者として、再委託先である市に対して性能発注方式による再委託は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。市はこれまで浄配水場の運転管理及び水質管理を行ってきており、そのノウハウを有しているため、運営権者が市へ委託する場合には性能発注とし、市が実施する業務水準等は募集要項等公表時にお示しする業務委託契約書(案)において定める予定です。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
150	36	第3	3	(1)	ウ	(ア)	A	施設の状態監視保全、保守点検・補修	質問	施設の健全性を損なわないこととありますが、現時点ではそのような施設はないという理解でよろしいでしょうか。あれば故障箇所や老朽化状況などを具体的にご教示ください。また、健全性が事業開始時点で損なわれている場合は市にて補修される予定でしょうか。	現時点で、施設の運転継続に支障となる設備故障、不具合が発生している状況はありません。また、事業開始時点までに発生した施設の運転継続に支障となる設備故障に対しては、市で補修を行う予定です。
151	36	第3	3	(1)	ウ	(ア)	B	施設の状態監視保全、保守点検・補修	質問	保守点検の実施は、専門的な知識を有する者であれば既設メーカーでなくともいいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、市では、保守点検による現時点での動作確認に加え、使用期間中の機能保証を担保するには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要であることから、既設メーカーによる点検を原則としています。上記の理由により、事業期間終了後についても既設メーカーによる点検を実施していきたいと考えており、これを実現できるのであれば、点検実施者を指定するものではありません。
152	36	第3	3	(1)	ウ	(ア)	C	施設の状態監視保全、保守点検・補修	質問	現状、保守点検業務契約を締結しているのはどの機器でしょうか。	保守点検の概要については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。詳細は、募集要項公表後の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
153	36	第3	3	(1)	ウ	(ア)	C	施設の状態監視保全、保守点検・補修	質問	保守点検業務契約の開示をお願いします。	
154	36	第3	3	(1)	ウ	(イ)	A	沈砂池、凝集沈殿地の清掃等	質問	適切なサイクルとは、現状の清掃サイクルはいかがになっていますか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示しています。
155	36	第3	3	(1)	ウ	(イ)	A	沈砂池、凝集沈殿地の清掃等	質問	市に業務委託しているのではないですか。	市への委託を原則とする範囲は運転管理及び水質管理であり、沈砂池、凝集沈殿地の清掃等、運営権設定対象施設の維持管理業務全般については運営権者にて実施していただきます。
156	37	第3	3	(1)	ウ	(イ)	A	沈砂池、凝集沈殿地の清掃等	意見	効率的な清掃業務を実施するため、市水道事業の作業計画作成にあたり運営権者が協議できるようにしていただけますでしょうか。	効率的な清掃業務についての助言等がありましたら、作業計画に関する協議を行います。
157	37	第3	3	(1)	ウ	(ウ)		自家用電気工作物の管理等	質問	東淀川浄水場は柴島浄水場内にあるとしていますが、仮に共通の受電である場合、保安規定および電気主任技術者を市(上水)とは別に配置すると理解してよろしいですか。電気事業法上でも可能だと理解してよろしいでしょうか。	当該規定は工業用水道単独で受電設備を有する「桜宮配水場・鶴見配水場」に適用するものであり、上水道との共用の受電設備である「柴島(東淀川)浄水場・北港加圧ポンプ場」は対象外です。
158	37	第3	3	(1)	ウ	(オ)		衛生管理(清掃、植栽管理、害虫駆除等)	質問	場内清掃、植栽管理、害虫駆除等の対象施設をお示しください。また「適切に」の定量的基準をお示しください。	市では現在、年4回の除草、年1回の植栽剪定、年2～4回の害虫駆除等の衛生管理を実施しています。また、東淀川浄水場内での対象施設について、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにてお示しする予定です。これら市の取組実績を踏まえ、実施手法等をご判断ください。
159	37	第3	3	(1)	ウ	(キ)		桜宮・鶴見配水場の第三者侵入対策	質問	現状の対策についてご開示ください。	機械警備を行っています。詳細については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
160	37	第3	3	(1)	ウ	(キ)		桜宮・鶴見配水場の第三者侵入対策	質問	現状の外部からの侵入防止対策はどのようなことを行っていますか。	
161	37	第3	3	(1)	ウ	(キ)		桜宮・鶴見配水場の第三者侵入対策	質問	「桜宮配水場、鶴見配水場について、第三者の侵入を防止する対策を講じること」とありますが、第三者の侵入を防止する対策が現状はないということでしょうか。	
162	37	第3	3	(1)	ウ	(キ)		桜宮・鶴見配水場の第三者侵入対策	質問	「桜宮配水場、鶴見配水場について、第三者の侵入を防止する対策を講じること」とありますが、現状の第三者の侵入を防止対策がある場合、運営権者はそれを使用できないという理解でよろしいでしょうか。	桜宮配水場、鶴見配水場については、現状、業務委託の長期継続契約により機械警備を行っています。本事業開始日に履行が終了していない契約については、「実施方針P20第3-1(10)」に記載のとおり、原則、契約相手方からの承諾を得たうえで市から運営権者に契約の承継を行うこととしていますが、優先交渉権者決定後、個別の内容について契約相手方との協議を行っていく予定です。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
163	37	第3	3	(2)				運転管理	質問	「運転管理については、別途契約に基づき、市水道事業への委託を原則とする」とありますが、浄水場の運転管理を市へ委託する場合、市が保有する運転管理システムの更新や増設のタイミングで、機能追加等に関する運営権者の意見を市と協議の上で反映させる事は可能でしょうか？	実施方針No52の回答をご参照ください。
164	37	第3	3	(2)				運転管理	質問	『運転管理については、別途契約に基づき、市水道事業への委託を原則とする。』と記載がありますが、その手法について運営権者として意見や変更を求めることは可能でしょうか。	
165	40	第3	3	(3)				水質管理	質問	『水質管理については、別途契約に基づき、市水道事業への委託を原則とする。』と記載がありますが、その手法について運営権者として意見や変更を求めることは可能でしょうか。	
166	37	第3	3	(2)				運転管理	質問	市への運転管理委託は性能発注とし、違約金等のペナルティも設定可能なようにしていただくことを希望しますがいかがでしょうか。また委託費は、運営権者との協議の上決定していただくことを希望しますがいかがでしょうか。運転管理に必要なユーティリティ等の調達は、運営権者の役割としていただくことを希望しますがいかがでしょうか。	浄配水場の運転管理等業務委託における契約内容の詳細については、募集要項等公表時、運転管理等業務委託契約書(案)としてお示しする予定です。その後、契約内容について、事業者選定手続きの中で協議、調整を行い、双方が確認した後、本事業の実施契約書とともに確定させます。
167	37	第3	3	(2)				運転管理	質問	市水道事業への委託の場合、費用の見積もりは市より提出いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、委託を行った場合の費用の金額規模については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
168	37	第3	3	(2)				運転管理	質問	市水道事業への委託の場合、現状のシステム、運転管理のそのままでもよろしいでしょうか。	運転管理業務等を市へ委託する場合は、市は現状の上工水一体の運転管理に係るシステムを用いて実施します。
169	37	第3	3	(2)				運転管理	質問	市へ委託の場合、別途契約とありますが、契約案の開示はいつになりますか。いつまでに締結しなければならないでしょうか。	募集要項等公表時に、浄配水場の運転管理等業務委託契約書(案)をお示しする予定です。契約の締結については、優先交渉権者選定後、本事業の実施契約書の締結に合わせ、令和3年度中に締結していただく予定です。
170	37	第3	3	(2)				運転管理	質問	別途契約する委託契約書(案)について早期のご開示をお願い致します。	
171	37	第3	3	(2)	ア			運転管理計画の作成	質問	運転管理は市水道事業への委託が原則とのことですが、委託の形態は包括委託でしょうか。工水の受託者は上水の運転管理とは別に専任するのか、運営権者からモニタリングや検査を行うのか、市で実施すると何名分の業務に相当するか等、具体的条件の早期開示をお願い致します。	
172	37	第3	3	(2)	ア			運転管理計画の作成	質問	運転管理を市に委託する場合、市は自ら作成した運転管理計画について発注者である運営権者の承認を得る必要があるということですか。	浄配水場の運転管理及び水質管理業務を市に委託する場合は、運営権者の作成する水需要予測等をもとに、市(水道事業)は、業務委託契約に基づき、浄配水場の運転管理計画を策定し、運営権者に提出します。運営権者は他のモニタリングのための書類とともに、当該計画を市(工業用水道)に提出いただくこととなります。なお、その運用状況の報告についても同様です。
173	38	第3	3	(2)	ウ	(ア)		取水口の運転管理	質問	「当該運用基準については事業期間中の変更が予定されている」とありますが、具体的な変更とは何でしょうか。ご教示ください。	本事業期間中に、「要求水準書(案)P27第2-3(3)オ(エ)」にお示すとおり、水利使用許可の更新が予定されており、河川管理者との協議及び許可内容に基づき、最大取水量等が変更になる可能性があります。また、運用基準の変更に伴って変更、増加する費用はありません。関連する費用として、市の保有水源に対する負担(水源開発施設管理負担金)があり、これは維持管理内容によって毎年支払額が変動します。なお、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にて当該負担金の5年平均額をお示ししています。
174	38	第3	3	(2)	ウ	(ア)		取水口の運転管理	質問	運用基準を事業期間中に変更する予定とありますが、これにより水利権など支払額が変更、増加しますか。	
175	38	第3	3	(2)	ウ	(イ)		取水口の運転管理	質問	現状の監視はどのような方法で監視をしていますか。テレビカメラでしょうか。	週に一度、巡視点検を行っているほか、何らかの異常が確認された場合には、取水口の共同所有者である阪神水道企業団や淀川を水源とする他事業者から、連絡が入る体制を構築しています。
176	38	第3	3	(2)	ウ	(ウ)		取水口の運転管理	質問	「河川上流からの油類の防止対策を市が行う」とありますが、対策不十分な際のリスク分担は市にあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	38	第3	3	(2)	ウ	(ウ)		取水口の運転管理	質問	河川上流からの油類の流下の過去の実績と対応策についてご教示ください。	河川上流からの油類の流下の過去事例はありますが、記録が残っている限り、給水に支障を与えた事例はありません。また、対応策としてはオイルフェンスの確認や採水による臭気チェックを行っています。
178	38	第3	3	(2)	エ	(イ)		沈砂池の運転管理	質問	沈殿池への油類の流下の過去の実績とその対応策について開示ください。	河川上流からの油類の流下の過去事例はありますが、記録が残っている限り、沈砂池内へ油類が流入した事例はありません。また、対応策としてはオイルキャッチャーの確認や採水による臭気チェックを行っています。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
179	38	第3	3	(2)	オ	(ア)	凝集沈殿池の運転管理	質問	工業用水には法的水質規定がないと理解していますが、「濁度0.5度以下を目標に運転を行うこと」、「市と同等以上の水質管理を行うこと」とされています。「目標」「水質管理」の定義をお示ください。また、工業用水使用者と市の現行の契約における、供給水の水質規定及び水質異常時における補償規定をお示ください。	市ではこれまでの実績に基づき、凝集沈殿池の流出部において、通常時の濁度0.5度以下を目標値に掲げ、運転管理・水質管理を行っており、運営権者自らが運転管理・水質管理を実施する場合も、こうした要求水準書(案)に求めている内容に基づき、運転管理計画等における業務水準を設定してください。また、供給水の水質規定及び水質異常時における補償規定はなく、現行の市と利用者との供給条件については、「大阪市工業用水道事業給水条例」及び「大阪市工業用水道事業給水条例施行規程」に定めています。 (大阪市工業用水道事業給水条例： https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000498867.html) (大阪市工業用水道事業給水条例施行規程： https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000498876.html)	
180	38	第3	3	(2)	オ	(ウ)	凝集沈殿池の運転管理	意見	現状のスケジュールについてご教示ください。	3日に一度の割合で排泥を行っていますが、堆積状況により適時変更しています。	
181	38	第3	3	(2)	オ	(ウ)	凝集沈殿池の運転管理	質問	「スラッジの固液分離及び固形物(浄水発生土)の処分については、市が行う」とありますが、要求水準書(案)P.39カ(ア)に記載のとおり、薬品類の調達及び貯蔵についても市が費用を負担して実施するという理解でよろしいでしょうか。	薬品類の調達及び貯蔵については上工水共用施設の利用を伴うため、市が一元的に実施したうえで、運営権者には工業用水道事業に係る費用を、サービス対価として負担して頂きます。 なお、スラッジの固液分離及び固形物(浄水発生土)の処分についても考え方は同じです。	
182	39	第3	3	(2)	カ	(ア)	薬品類の管理	質問	薬品類の調達及び貯蔵については市が行うとありますが、運営権者が運転管理を行う場合も薬品類の調達及び貯蔵は市が実施するということでしょうか。	ご理解のとおりです。	
183	39	第3	3	(2)	キ	(イ)	配水量、配水吐出圧の管理	質問	配水吐出圧の市の算定資料をご教示いただけますでしょうか。	配水吐出圧の市の算定資料については、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供する予定です。	
184	39	第3	3	(2)	ケ		水道事業からのバックアップ	質問	クの水利使用許可に伴う対応では市が河川管理者に対応しているが、ケでは必要に応じ河川管理者等の関係先に報告・調整とあります。窓口の統一が必要ではないでしょうか。	浄水場内でのバックアップの実施にあたっては、事前に河川管理者へ報告・調整したうえで行う必要があり、上水道からの応援に緊急性が伴う場合、運営権者から河川管理者へ直接連絡することを想定しています。 詳細については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きでご確認ください。	
185	39	第3	3	(2)	ケ		水道事業からのバックアップ対応	質問	「原水水質異常による取水停止や浄水設備の故障等に伴って、……上水に係る受水費用は、運営権者の負担とする。」とありますが、これまでにこのような事象は発生したことがありますか。あるのであれば頻度、かかった費用(算出根拠)をご教授ください。	これまで原水水質異常による取水停止1回、浄水設備の故障1回が原因で、それぞれ水道事業からのバックアップ対応を行った実績があります。 受水費用については、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
186	39	第3	3	(2)	ケ	水道事業からのバックアップ対応	質問	「原水水質異常による取水停止や浄水設備の故障等に伴って、工業用水道の浄水処理系統に上水の原水や沈殿処理水を供給(浄水場内でのバックアップ)する必要性が生じた場合は、供給量や実施期間等の見通しを明らかにしたうえで、市に上水の供給を要請すること」とありますが過去に上水に供給を要請したことはあるのでしょうか。			
187	39	第3	3	(2)	ケ	水道事業からのバックアップ対応	質問	「原水水質異常による取水停止や浄水設備の故障等に伴って、工業用水道の浄水処理系統に上水の原水や沈殿処理水を供給(浄水場内でのバックアップ)する必要性が生じた場合は、供給量や実施期間等の見通しを明らかにしたうえで、市に上水の供給を要請すること」とありますが過去に上水に供給を要請したことがあれば単価・費用を教えてください			
188	39	第3	3	(2)	ケ		水道事業からのバックアップ対応	質問	「上水からの受水費用は運営権者の負担」としてはありますが、「水量」は何をもって認定し、その費用は何をもって算定するのかお示ください。また、算定された費用は工業用水道利用料金から支出するのでしょうか。	水量の認定は、原則として浄水場内の流量計等による実測値とし、運営権者には水道事業で追加的に発生する変動費相当の費用のみをご負担いただくものです。 上水道からのバックアップにかかる費用については、ご理解のとおり利用料金から支出していただきます。 詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
189	39	第3	3	(2)	ケ		水道事業からのバックアップ対応	意見	上水に係る受水費用は、運営権者の負担とするとありますが、原水水質異常等については協議事項とすることを希望します。	「リスク分担表(案)P4」の「水量・水圧・水質異常」欄に記載のとおり、淀川原水に関する水質悪化については、一時的な悪化で、経営努力により、事業の継続性が確保できる場合には、運営権者がリスクを分担し、恒常的な悪化等の場合は、市が負担することとしています。	

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
190	40	第3	3	(3)	ア			水質管理	質問	「市が行ってきた浄水処理過程における原水、浄水の水質データ(平成19年度～令和元年度)を参考として、同等以上の水質管理を行うこと」とありますが、過去実績値と同等以上であると判断するための指標(過去実績値の平均値以上である、過去実績値と近似値である等)が今後明示されるとの理解でよろしいでしょうか。	運営権者にて水質管理を実施する場合、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にお示しする水質測定情報等を参考に、市と同等以上であると判断できる管理水準を運営権者自らが定め、運用して頂くことを想定しています。
191	41	第3	4					参照文書	質問	年間水曜計画・実績(記録)管理マニュアルについては早期の開示をお願い致します。	「年間水量計画・実績(記録)管理マニュアル」については、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供する予定です。
192	42	第4	1					基本方針	質問	「上水道配水管からのバックアップが得られる」ことが前提条件となっていますが、工業用水道から上水への切替手順をお示ください。また、バックアップ時におけるトラブル等(上水側バルブ操作、上水配水ポンプ運転調整、濁り排水、漏水対応、応急給水、復旧操作等)の全てのリスクは市が負担すると理解してよろしいですか。	実施方針No2の回答をご参照ください。
193	42	第4	1					基本方針	質問	大規模漏水事故とは具体的にどのような規模をさしますでしょうか。	要求水準書(案)No45の回答をご参照ください。
194	42	第4	1					基本方針	質問	「未然防止対策を優先しつつ、現状の管路を適切に維持管理する手法を導入」とありますが、「将来にわたる使用を前提とした維持管理ではなくともよい」と理解でよろしいでしょうか。	将来にわたる使用を前提とした維持管理手法として、優れた状態監視システムをご提案ください。
195	42	第4	1					基本方針	質問	「効率的かつ合理的なアセットマネジメントを実施する必要がある」と記載されているが、これまで策定された更新計画の内容、更新済み管路の情報の提供開示をお願いできますでしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
196	42	第4	1					基本方針	質問	「同等以上の水準を確保し、」とありますが、市が同等以上を求める事項は、すべて、具体的に業務分野や内容や水準が、3要求水準に記載されていると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)及び市の実績等に関する「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
197	42	第4	1					基本方針	質問	「同等以上の水準を確保し」とありますが、「水準」についてご教示ください。	維持保全、緊急修繕、支障移設関連については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にお示しする、これまでの市の取組実績を踏まえ、ご判断ください。
198	42	第4	2	(1)				管路管理計画の策定	質問	「実施効果(大規模漏水の未然防止、更新投資の抑制)を最大化」とありますが、「大きな投資は抑えて、大規模漏水はしない」ということが基本方針という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	42	第4	2	(2)				管路管理計画の運用・管理	質問	「管路の機能分類の見直し」とあるが、何を指しているのでしょうか。	「要求水準書(案)P62第4-3(2)オ 工業用水道管路の機能分類の変更」をご参照ください。
200	42	第4	2	(2)				管路管理計画の運用・管理	質問	「将来を見据えた工業用水道管路」とあるが、上水道管を使って工水を供給するという大胆な発想は有りませんか。	本事業期間中に履行していただく管路管理計画については、「要求水準書(案)P42第4-1」にお示しする管路の管理運営に関する基本方針を十分にご理解いただいたうえで、工業用水道事業者として、大胆な発想によるご提案を期待しております。
201	43	第4	2	(4)				緊急修繕	質問	「突発的な漏水事象」とありますが、現在、貴市はどのような体制を取られているのかご教示ください。	市内全域における突発的な漏水事象等に迅速に対応するため、市では24時間365日の出動体制と緊急掘削及び修繕作業が行える受付体制を敷き、緊急作業業務請負者とともに施工班を確保しています。
202	43	第4	2	(4)				緊急修繕	質問	「未然防止対策を優先しつつ、現状の管路を適切に維持管理する手法を導入」とありますが、「将来にわたる使用を前提とした維持管理ではなくともよい」という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)No194の回答をご参照ください。
203	43	第4	2	(4)				緊急修繕	質問	突発的な漏水事象の年間件数および対応の詳細をご教示ください。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
204	43	第4	2	(4)				緊急修繕	質問	「緊急修繕」の実績記録を開示ください。	
205	43	第4	2	(4)				緊急修繕	質問	「緊急的処置全般を行う」としていますが、緊急的処置全般とは何かを具体的ににお示しください。	「要求水準書(案)P67、68第4-3(4)緊急修繕ア～エ」をご参照ください。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
206	43	第4	2	(5)				支障移設関連	質問	「支障移設」の実績記録を開示ください。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
207	43	第4	2	(5)				支障移設関連	質問	道路管理者等からの移設等の指示にかかる対応については貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)P68第4-3(5)ア(ア)」にお示しするとおり、市は道路管理者からの移設等の指示に対応し、運営権者は自らの費用負担により支障移設工事を行います。
208	43	第4	3	(1)				管路管理計画の策定	質問	「これまでの市の維持管理水準を踏まえた合理的なもの」とありますが、貴市から運営権者に事業が譲渡された途端に「維持管理水準の要求を上げることはない」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	43	第4	3	(1)	ア	(ア)		管路管理計画の策定	質問	「深刻な二次被害を未然防止することを最優先」とありますが、どのようなことを想定されているのかご教示ください。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にお示しする「大規模漏水」の未然防止を目的とした管路管理を想定しています。
210	43	第4	3	(1)	ア	(ウ)		管路管理計画の策定	質問	状態監視システムの導入や施工監理に関するICTの積極的な導入、及びこれらによって得られる情報を貴市と共有することを求められています。貴市が現在使用されているマッピングシステムや管路情報をご教示だけないでしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にお示しするほか、管路情報管理(マッピング)システムについては、別途閲覧頂ける機会を設けます。
211	43	第4	3	(1)	ア	(ウ)		管路管理計画の策定	質問	状態監視システム(ICT、GPS/IoT、AI等による先進技術と従来の漏水調査等の最適な組み合わせ)とP45イに記載の「状態監視保全」や「高度な状態監視手法」の意味の違いはあるのでしょうか。あればご教示ください。	「要求水準書(案)P45第4-3(1)イ」にお示しする「状態監視保全」や「高度な状態監視手法」が個々の技術・手法であるのに対し、「要求水準書(案)P43第4-3(1)ア(ウ)」に示す「状態監視システム」とは、個々の技術・手法について、利用者への影響度や配水運用上の重要度を踏まえ、複合的に組み合わせる構築する管路網全体の監視システムを指します。
212	45	第4	3	(1)	イ	(ア)		状態監視保全	質問	今回導入する状態監視保全の方法については、運営権者の裁量に委ねられると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	45	第4	3	(1)	イ	(ア)		状態監視保全	質問	「状態監視保全と事後保全」とありますが、現在の市の運営は「事後保全」との理解でよろしいでしょうか。	市では現在、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にお示ししています管路の巡視・点検を行っていますが、状態監視保全は実施していません。
214	45	第4	3	(1)	イ	(ア)		状態監視保全	質問	現状、状態監視保全と事後保全それぞれの対象管路は、市により設定されていますか。	
215	45	第4	3	(1)	イ	(イ)		状態監視保全	意見	工業用水管路293kmの材質別、管種別構成、事故履歴等管路緒元を開示ください。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
216	45	第4	3	(1)	イ	(イ)		状態監視保全	質問	適切な状態監視保全を実施する上で、GIS等で管理されている管路データが必要であると考えておりますが、当該システムは導入済みでしょうか。また、導入されている場合、運営権者にデータを引き継ぐ事は可能でしょうか。	管路情報管理システムで管路データを管理しています。当該データについては、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供する予定です。
217	45	第4	3	(1)	イ	(イ)		状態監視保全	質問	「表4-1については、弁栓室内に検知機器を設置する等」とありますが、現在検知機器は導入されていないのでしょうか。また、弁栓室の図面や写真等は、今後公表されますでしょうか。	市では現在、検知機器を導入していません。また、弁栓室の情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」において、重点監視路線上の既設弁室の設置間隔をお示しているほか、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
218	45	第4	3	(1)	イ	(イ)		状態監視保全	質問	状態監視のシステム構築にあたり、管内面や弁栓室内に検知機器を設置する場合などの制約を具体的に教えてください。またシステム構築にかかわる無線通信規格や使用電源などの制約はありますか。	状態監視のシステム構築にあたって、特段の制約は設けていませんが、消火栓室内に検知機器を設置する場合は、市消防局への確認が必要となります。
219	45	第4	3	(1)	イ	(イ)		状態監視保全	質問	重要監視路線の状態監視は、微細な漏水をリアルタイムで検知する必要がありますか。検知機器を設置するなど先端技術の活用は必須ですか。	重点監視路線については、高度な状態監視手法を必須としており、例示頂いた技術等の導入を想定していますが、大規模漏水を未然防止できる手法であれば、対象路線全てに先端技術を導入する必要はありません。
220	45	第4	3	(1)	イ	(イ)		状態監視保全	質問	「管内面や既設の弁栓室内に検知機器を設置する等、高度な状態監視手法の導入を必須とし」とあるが、具体的な監視手法があれば教えていただきたい。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にお示しする情報を基に検討頂き、優れた状態監視システムをご提案ください。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
221	45	第4	3	(1)	イ	(イ)		状態監視保全	質問	「重点監視路線」については、高度な状態監視手法の導入を必須とする旨の記載がありますが、現状でこの重点監視路線のすべてにおいてそのような手法は導入されておらず、運営権者にて新規に導入することを義務付けられるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	45	第4	3	(1)	イ	(イ)		状態監視保全(表4-1 重点監視路線)	質問	番号1,6の口径ついて、それぞれ「φ600 他」「φ500 他」とあります。この「他」に関して、600mm以外の口径と口径別の延長の構成をご教示ください。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
223	45	第4	3	(1)	イ	(イ)		状態監視保全(表4-1 重点監視路線)	質問	「表4-1 重点監視路線」について、2月に公表された要求水準書(案)の表から、路線等が変更されていますが、変更された理由を路線ごとにご教示いただけますでしょうか。	市では継続的に「工業用水道管路の機能分類」の見直しを行っており、この間の変更は当該見直しを反映したものです。 (変更点) ・番号11:削除 ・番号17:削除 ・番号18:延長見直し(280→140m) ※番号は、2月版の表4-1(A)の番号
224	45	第4	3	(1)	イ	(イ)		状態監視保全	質問	(B)軌道横断する鋳鉄管19か所について、高架横断は何か所でしょうか。また、電気防食を行っている箇所は何か所でしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
225	45	第4	3	(1)	イ			状態監視保全 ・表4-1 重点監視路線 ・表4-2 更新の対象路線(1) ・表4-3 更新の対象路線(2)	質問	更新対象路線のうち、道路使用許可が出ない位置に埋設されている等で、通常の工法が適用できない(標準歩掛が適用できない工法)場所を具体的にお示ください。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にお示しします竣工図等からご判断ください。
226	45	第4	3	(1)	イ			状態監視保全 ・表4-1 重点監視路線 ・表4-2 更新の対象路線(1) ・表4-3 更新の対象路線(2)	質問	「表4-2の注」「表4-3の注」で更新対象管路が表4-1の重点監視路線と関連づけられていると推察します。口径や延長の整合性がとれていないのではないのでしょうか。	「要求水準書(案)P48の表4-2、表4-3」にお示しする管路更新は、ベイエリアへの供給ルート上の鋳鉄管解消を目的に行うものであるため、一部に「要求水準書(案)P45の表4-1」に示す重点監視路線の範囲外の管路を含みます。
227	47	第4	3	(1)	ウ	(イ)		更新	質問	「表4-3に示す対象管路は上水道管路更新工事が終了するまでは着手できない」とありますが、この場合の漏水リスクの分担はどちらになるのでしょうか。また、上水配管運営事業との兼ね合いはどうなるのでしょうか。	「要求水準書(案)P48の表4-3」に示す対象管路については、「要求水準書(案)P45の表4-1」に示す重点監視路線に含まれるため、施工が可能となるまでの間は、運営権者が状態監視保全により適切に維持管理を行って頂くこととなるため、漏水リスクへの対応については、リスク分担表(案)に基づき、運営権者による負担を原則とします。また、先行する上水道の配水管更新工事については、市水道事業が完了まで実施する予定です。
228	47	第4	3	(1)	ウ	(イ)		更新	質問	表4-3に示す鋳鉄管製の重要管路については、先行して市が実施する上水道の配水管更新工事が完了するまでは、施工に着手することができない、とありますがおおよその目安をご教示ください。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
229	47	第4	3	(1)	ウ	(イ)		更新	質問	「市が実施する上水道の配水管更新工事が完了するまでは、施工に着手することができない」とありますが、市が実施する上水道の配水管更新工事はいつから開始されていつ終了する見込みでしょうか。現状未確定の場合はいつごろ工程が確定する予定でしょうか。	市が実施する上水道の当該配水管更新工事については現在、設計業務を進めているところであり、今後の状況については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
230	47	第4	3	(1)	ウ	(ウ)		更新	質問	状態監視の結果、漏水等を発見した場合、運営事業者が更新の必要性に判断するとの理解でよろしいでしょうか。この場合に市と運営権者の間で修繕か更新かの見解が生じた場合は運営権者の意見が尊重されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 状態監視の結果、漏水等を発見した場合の対処方法(修繕、更生、取替等)については、運営権者に責任と権限があります。 一方、市では状態監視保全により更新投資の抑制を期待していること、一部負担金が市工業用水道事業会計からの負担となることから、投資に関する条件の設定を考えており、詳細については募集要項等公表時にお示しする予定です。
231	47	第4	3	(1)	ウ	(ウ)		更新	質問	更新の必要があると総合的に判断した管路とは、判断基準は運営権者が決めればよろしいでしょうか。現在の市の判断基準はありますか。	ご理解のとおりです。 また、市では現在、重要管路と通常管路に残存する鋳鉄管のうち、大規模漏水リスクが高く、過去に漏水実績を有する管路を選定し、管路更新を行っています。
232	47	第4	3	(1)	ウ	(ウ)		更新	質問	状態監視の結果、更新の必要があると判断された路線について、関係機関との調整により早期に工事着手が困難な状態で、漏水事故が発生した場合の責は運営権者にはないと理解でよろしいでしょうか。	関係機関との調整が長期化する事態は通常想定されるリスクであり、このために発生した漏水については、リスク分担表(案)の考え方に基づき、運営権者が負担します。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
233	47	第4	3	(1)	ウ	(工)		更新	質問	更新手法については耐震管でなくてもよいということでしょうか。	実施方針No24の回答をご参照ください。
234	47	第4	3	(1)	ウ	(工)		更新	質問	コスト削減に繋がる管材料の耐用年数はどう考えますか。	市では、「地方公営企業法施行規則」に基づき、配水管の材質等によらず、一律に減価償却費の計算上の耐用年数を38年(配水管と同附属設備を一体として償却)としており、これを踏まえ、本事業における更新の管材料等を選定してください。
235	47	第4	3	(1)	ウ	(工)		更新	質問	更生工法(自立管)について、耐用年数は何年と考えていますか。	
236	48	第4	3	(1)	ウ			更新(表4-2 更新の対象管路(1))	質問	「表4-2 更新の対象管路(1)」について、コストを正確に見込むためにも、なるべく早く路線を確定頂きたいと考えています。現時点から募集要項等の公表時点まで、また、募集要項公表後に変更する予定はあるのでしょうか。変更する予定がある場合はどのような状況になると変更する予定なのでしょうか。	
237	48	第4	3	(1)	ウ			更新(表4-3 更新の対象管路(2))	質問	「表4-2 更新の対象管路(1)」について、コストを正確に見込むためにも、なるべく早く路線を確定頂きたいと考えています。現時点から募集要項等の公表時点まで、また、募集要項公表後に変更する予定はあるのでしょうか。変更する予定がある場合はどのような状況になると変更する予定なのでしょうか。	「要求水準書(案)P48表4-3 更新の対象管路(2)」について、変更の予定はありません。
238	48	第4	3	(1)	エ			末端管路	質問	「収支見通しや市の将来シナリオを勘案しつつ、計画的かつ効率的な撤去に努めていく」とありますが、収支見通しを勘案するとは具体的に収支がどうなると撤去すると判断すべきなのでしょうか。	運営権者には、除却に伴う大阪市工業用水道事業会計の経営収支への影響に配慮しつつ、コンパクトで無駄のない、収益性の高い事業構造の実現をめざすうえで効果的な箇所について、末端管路の撤去を行っていただくこととしています。
239	48	第4	3	(1)	エ			末端管路	質問	「収支見通しや市の将来シナリオを勘案しつつ、計画的かつ効率的な撤去に努めていく」とありますが、市の将来シナリオを勘案する、とは具体的に市の将来シナリオがどうであれば撤去すると判断すべきなのでしょうか。	
240	48	第4	3	(1)	エ			末端管路	質問	「これに要した費用は市の負担」とは、その前段にある「取り組み方針を定めること」の費用(人件費等の必要経費)が対象という理解でいいですか。また撤去にかかわる工事費等の費用も全て市の負担という理解でいいですか。市負担費用に査定基準があれば教えてください。	
241	48	第4	3	(1)	エ			末端管路	質問	末端管路の撤去に関して、「これに要した費用は、市の負担とする」との記載がありますが、これに要した費用とは、撤去に係る工事費のみでしょうか。	「これに要した費用」とは、末端管路の撤去に係る設計・工事費を指し、取組方針を定めるための費用は含みません。市が運営権者に支払う費用の算定方法については、募集要項等公表時にお示しします。
242	48	第4	3	(1)	エ			末端管路	質問	管撤去を進める取組方針の検討費用も市の負担という理解でよろしいでしょうか。	
243	48	第4	3	(1)	エ			末端管路	質問	「上水道等の他工事と時期を合わせ舗装復旧費等を共同で負担する等」とありますが、共同で負担するというのは、市と運営権者が負担するというのでしょうか。	他工事の実施主体(上水道を含めた他埋設企業体)と運営権者で共同負担するとの意味です。ただし、運営権者の負担分は、管撤去工事の完成後、市が運営権者に支払うこととなります。
244	49	第4	3	(1)	エ			末端管路(表4-4 撤去対象の末端管路)	質問	「表4-4 撤去対象の末端管路」について、コストを正確に見込むためにも、なるべく早く路線を確定頂きたいと考えています。現時点から募集要項等の公表時点まで、また、募集要項公表後に変更する予定はあるのでしょうか。変更する予定がある場合はどのような状況になると変更する予定なのでしょうか。	「要求水準書(案)P49の表4-4撤去対象の末端管路」については、利用者の撤退等に伴って変更となる可能性があるため、募集要項等の公表段階で変更がある場合は、お示しします。なお、ご提案にあたっては、除却に伴う経営収支への影響に配慮いただきつつ、事業提案書に応募者が想定する業務量等を抽出していただくことを考えています。
245	49	第4	3	(1)	エ			末端管路	質問	表4-4の末端管路は充水されていますか。空管もありますでしょうか。	末端管路については、制水弁を調整することで機能停止する措置を講じつつ、充水されている状態が基本とお考えください。
246	50	第4	3	(2)	ア			管路管理実施体制の構築	質問	「管路管理計画に定めた事項の遵守を前提に、必要な材料、資機材の調達や作業班・施工班の確保等、確実に履行することができる実施体制を構築すること」とありますが、更新時に用いる耐震管は特定の管材料のみに限定されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	耐震管については、阪神・淡路大震災以降の大規模地震における実績や「管路の耐震化に関する検討報告書 平成26年6月 平成25年度管路の耐震化に関する検討会(厚生労働省)」等を参考にするとともに、上町断層帯地震クラスの直下型地震に対しても、管路被害が生じない仕様と考えており、現在、市が発注する更新工事では離脱防止型機構を有するダクタイル鋳鉄管(日本水道協会規格(JWWA規格)のG120,G121,G113,G114,K139,G112,A113)又は溶接継手の鋼管(JWWA規格のG117,G118,K151,K157)を使用しております。運営権者におかれましては、科学的根拠、これまでの市の使用実績及び市の管路構成を踏まえ、使用する管材料等をご提案いただければと存じます。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
247	50	第4	3	(2)	イ	(ア)		状態監視保全の実施	質問	従来の漏水調査手法とは何でしょうか。	音圧レベル調査、相関式調査、音聴調査を指します。
248	50	第4	3	(2)	イ	(ア)		状態監視保全の実施	質問	費用対効果について、算定方法は定められていますか。2次被害を含む含まない。投資償却等については反映されていますか。	市では、状態監視保全に関する費用対効果は定めていません。費用対効果については応募者でご判断ください。
249	50	第4	3	(2)	イ	(ウ)		状態監視保全の実施	質問	埋設管路の異常が判明し、対策措置をとる場合、費用負担者は誰になりますでしょうか。	運営権者の負担となります。
250	50	第4	3	(2)				管路管理計画の運用・管理	意見	特に管路管理に関して、かなり多くの「市との協議・承認」がありますが、承認タイミングの包括化や窓口の一元化など効率的な承認のフローが必要だと考えます。具体的に承認のタイミングや窓口を整理して示していただけますでしょうか。	市の承認対応を含めたモニタリングについては、募集要項等公表時にお示しする予定であり、また、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてもご確認ください。
251	51	第4	3	(2)	ウ			更新の実施 [計画業務]全般	質問	配水管に付属するテレメータについて、管を更新する場合の取り扱い(更新か既設流用か)を具体的にお示してください。	管路更新時、配水管に付属する配水テレメータについては既設流用が基本と考えております。
252	51	第4	3	(2)	ウ	(ア)	A	管路構成の決定	質問	「適切な水圧が定常的に確保できること」としていますが、定量的基準(位置や水圧、許容範囲等)をお示ください。	供給水圧については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示しする配水テレメータの計測値実績や既存の供給水圧に対する利用者の満足度を参考にしてください。
253	51	第4	3	(2)	ウ	(イ)		工事施工に伴う断通水計画の策定	意見	「その都度、市の承諾を得ること」としていますが、「運営権事業の特長」を生かすためには、その範囲を極力制限する(可能な限り撤廃する)ことが必要だと思います。	市の承認を得ることは、はじめに本運営事業に従事される運営権者の実務経験の多寡に鑑み、運営権者側のリスク軽減に繋がるものとして、そのように要求水準書(案)に定めておりますが、ご意見の考えをお持ちであれば、一定のリスク負担を運営権者側で担いつつ、自由な提案をしていただければと存じます。ただし、その場合はモニタリングにおいて、結果責任を求めることになります。
254	51	第4	3	(2)	ウ	(イ)		工事施工に伴う断通水計画の策定	質問	断通水計画の策定に関する市の承認に要する時間等はどの程度なのでしょう。手間や時間が出来る限り少ないことを希望します。	断通水計画の策定にあたっては、計画変更時も含め、策定前に市と運営権者との間で承認スケジュールも含めて協議を行います。具体的な承認期間の目安については、募集要項等公表時にお示しする予定です。なお、対象となる管路の機能や規模により、市の確認に要する期間が異なるため、早い段階から検討や協議の着手をお願いしたいと考えています。
255	51	第4	3	(2)	ウ	(イ)	A	工事施工に伴う断通水計画の策定	質問	「水理計算に基づき参照したうえで決定すること。」とありますが、貴市の管網解析システムを利用可能でしょうか。	水理計算については、市販の解析ソフトで実施できるものであるため、運営権者にてご用意いただくこととしています。なお、解析に必要な管路情報と水量データについては、それぞれShapefile形式で、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供する予定です。
256	51	第4	3	(2)	ウ	(イ)	B	工事施工に伴う断通水計画の策定	質問	「断水範囲が狭い範囲となるよう」ということについて、一定の参照する指針や考え方はあるのでしょうか。	市では、最小の断水範囲とすることを基本としており、消火栓やドレン設備等の属具類の有無を考慮して断水区間を設定しています。
257	51	第4	3	(2)	ウ	(イ)	D	工事施工に伴う断通水計画の策定	質問	「上水道配水管からのバックアップを行う場合は、」というのは、運営権者の工事期間中に上水からのバックアップを受ける場合を指しているのでしょうか。または、新たに上工連絡設備を設置する場合のことを指しているのでしょうか。	運営権者の工事期間中に上水道からのバックアップを受ける場合を指します。
258	51	第4	3	(2)	ウ	(イ)	D	工事施工に伴う断通水計画の策定	質問	更新等に関する費用の算定にあたり、管路更新工事において上水道からバックアップを伴う場合の受水費用は、工水費用と比べて高コストとなり、収益の圧迫が懸念されます。そこで、このようなコスト増加分は工事実施に必要な経費であり、資本的支出として資産計上することも可能と考えますが、これまで市での管路更新工事においては、どのように会計処理されましたでしょうか。また、バックアップ時の上水料金算定方法を教えてください。	上水道からのバックアップにかかる受水費用については、更新する管路自体の資産価値を増加させるものではないことから、収益的支出として計上しております。また、バックアップにかかる受水費用の算定については、実施方針No10の回答をご参照ください。
259	52	第4	3	(2)	ウ	(ウ)		工法の選定	質問	工法の選定に関する記載内容は、明確な仕様とはなっていないため、定義を更に厳密にしていだけますでしょうか。また、重大な問題が発生しない限り管路構成の決定については運営権者が選択できるように規定していだけますでしょうか。	工法の選定については、関係法令に準拠いただく範囲において、基本的に運営権者の裁量に委ねるものでありますので、市より明確な仕様・定義を提示することは考えておりません。一方、管路構成については、運営権事業終了後の市の維持管理に重大な影響を及ぼすものであるため、運営権者の裁量を尊重しつつも、市との協議を行いながら決定していただきたいと考えています。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
260	52	第4	3	(2)	ウ	(エ)	B	埋設調整	質問	既設管を存置せざる得ない場合は内面充填を行うのでしょうか。	埋設環境により撤去が困難な場合、道路管理者等との協議において、モルタル充填等の処置を施した後、存置が許可された事例はありますが、こうした手法を市で保証するものではありません。
261	52	第4	3	(2)	ウ	(エ)	C	埋設調整	質問	「A、Cが完了した路線」とは何を指していますか。	「A及びB」とは、「要求水準書(案)P52第4-3(2)ウ(エ)」のA及びBの要求事項を指します。
262	52	第4	3	(2)	ウ	(エ)	C	埋設調整	質問	「運営権者は適切に補助すること」とありますが、運営権者の補助について、資料作成以外に含まれる業務内容を具体的にご教示いただけますでしょうか。また、「関係書類を速やかに作成し」とありますが、実現不可能な急ぎや緊急対応等が多発して要求水準違反となることを避けるため、具体的に規定いただけますでしょうか。	運営権事業ですので、埋設調整に係る業務は運営権者に担っていただくことが基本となるため、関係書類の作成のほか、これに必要となる関係機関との協議・調整についても、市と連携しつつ運営権者の裁量のもとで行っていただきます。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
263	53	第4	3	(2)	ウ	(カ)	A	給水管接合替の調整	質問	不要となった給水管はすべて撤去することとありますが、費用負担はどうなりますでしょうか。	運営権者にご負担いただくこととなります。
264	53	第4	3	(2)	ウ	(キ)	C	設計内容の明示(図面作成・数量算定)	質問	「市が「大阪市道路工事調整協議会」等において行う工事計画に関する調整に諮る」とされていますが、地下埋調整において年間120km以上(上・工水を含む)の路線は確実に確保できるのでしょうか。また、調整が整わない、或いは時期が遅れる等が生じた場合等のリスクは市が負うと理解してよろしいですか。	「大阪市道路工事調整協議会」等での調整は市が行いますが、当該調整については、運営権者の裁量により作成いただいた関係書類によって行うものであるため、調整が整わない或いは時期が遅れる等の事態が生じないよう、適切に実施していただく必要があります。
265	53	第4	3	(2)	ウ	(キ)	A	設計内容の明示(図面作成・数量算定)	質問	「その他施設管理者等に正確に伝え」とありますが、その他施設管理者等について具体的にご教示いただけますでしょうか。また、管理者等との協議主体は水道局ということでしょうか。また、過去にどのような書類で協議しているのかは実物のサンプル等を対象管理者ごとに関示していただけますでしょうか。	その他施設管理者等とは、他の埋設物管理者、沿道住民、その他対象路線沿道の施設管理者等、管路更新を行ううえで調整を要する関係者を指します。また、管理者等との協議主体としては、道路及び河川の施設管理者との調整は市と運営権者が連携して行い、鉄道及び各種埋設物等の民間管理者の調整については、基本的に運営権者のみで調整いただくことを想定しています。過去の申請書類等のサンプルについては、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
266	54	第4	3	(2)	ウ	(キ)	A	設計内容の明示(図面作成・数量算定)	意見	「その都度、市の承諾を得ること」としていますが、「運営権事業の特長」を生かすためには、その範囲を極力制限する(可能な限り撤廃する)ことが必要だと思います。	市の承認を得ることは、はじめて本運営事業に従事される運営権者の実務経験の多寡に鑑み、運営権者側のリスク軽減に繋がるものとして、そのように要求水準書(案)に定めておりますが、ご意見の考えをお持ちであれば、一定のリスク負担を運営権者側で担いつつ、自由な提案をしていただければと存じます。ただし、その場合はモニタリングにおいて、結果責任を求めることとなります。
267	55	第4	3	(2)	ウ	(ク)		施工実施者の選定	質問	「施工実施者の選定」とは何か。設計業務の条文に、敢えて「工事業者」の選定内容を盛り込む理由をお示してください。	施工実施者の選定を設計業務として位置付けたのは、市では発注行為を設計担当で行っておりますので、その範疇での記述としています。なお、施工実施者の選定を設計業務の中で取り組むか否かは、あくまで運営権者側のご判断と考えています。
268	55	第4	3	(2)	ウ	(ク)		施工実施者の選定	意見	「施工実施者の選定」について詳細な制限事項が設定されていますが、「運営権事業の特長」を生かすためには撤廃することが必要だと思います。	市内及び市外の施工実施者をどのように編成して、管路更新工事の体制を構築していただくかが、施工品質を確保するにあたっての重要な要件になるため、「要求水準書(案)P55～57第4-3(2)ウ(ク) 施工実施者の選定」に掲げるAからDについては、遵守を求めます。
269	55	第4	3	(2)	ウ	(ク)		施工実施者の選定	質問	「施工業者を確保するため、AからDを遵守すること」とありますが、市の入札制度をどこまで遵守する必要がありますか。	市の入札制度については、「要求水準書(案)P55～57第4-3(2)ウ(ク) 施工実施者の選定」に掲げるBを遵守していただくに当たり、必要に応じて参考にしていただくものです。
270	55	第4	3	(2)	ウ	(ク)		施工実施者の選定	質問	施工実施者の選定について、施工実施者が要件を満たしていれば必ずしも入札をする必要はなく、見積合わせ等の方法で施工実施者を選定してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
271	55	第4	3	(2)	ウ	(ク)		施工実施者の選定	質問	記載の要件は、コンソーシアムの構成員に要求する要件ではなく、再委託先に対する要件という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
272	55	第4	3	(2)	ウ	(ク)		施工実施者の選定	質問	「優良な市内事業者を優先」とありますが、十分な施工能力・施工管理能力を有することを前提に、より経済性に優れた市外の施工実施者を優先的に活用してもよいですか。	ご理解のとおりです。
273	55	第4	3	(2)	ウ	(ク)	A	施工実施者の選定	質問	「優先して選定」とありますが、Bの様々な要素を勘案した上での選定となることから、必ずしも受注件数や受注金額が市内業者の方が多いいった一面的な基準にはよらないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	55	第4	3	(2)	ウ	(ク)	B	施工実施者の選定	質問	Bに示す(A)から(H)の要件に関しては、運営権者が参照し判断材料とするために例示したもので、各要件に関する判断基準や閾値等について運営権者が独自に設定することを妨げるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (A)から(H)の要件については、総合的に勘案することを求めるものですが、最終的な選定基準の設定は運営権者の裁量に委ねるものです。
275	56	第4	3	(2)	ウ	(ク)	B	施工実施者の選定	質問	(H)については、事業開始後に発生する災害への対応も含まれうと考えますので、(A)～(H)の要件については、見直しや趣旨を踏まえた詳細の変更は認められるという理解でよろしいでしょうか。	
276	55	第4	3	(2)	ウ	(ク)	B	施工実施者の選定	質問	(A)、(B)、(E)などの要件で官公庁発注の配水管工事実績を求めています。事業開始後の運営権者発注工事の実績を考慮することは差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)P56」の注1の3つ目の項目にお示ししますとおり、事業開始後の運営権者発注工事の実績を考慮いただくことに何ら問題ございません。
277	55	第4	3	(2)	ウ	(ク)	B	施工実施者の選定(配置予定技術者の技術力(施工管理能力))	質問	『技術士(上下水道部門又は総合技術監理部門)、給水装置工事主任技術者、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、1級管工事施工管理技士の国家資格等の保有』と記載がありますが、いずれかの資格を有するものという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
278	56	第4	3	(2)	ウ	(ク)	B	施工実施者の選定(地域貢献(H))	質問	『阪神・淡路大震災以降、災害時において、被災地で配水管又は給水管の応急復旧工事に従事した実績』と記載がありますが、企業要件でしょうか、もしくは、予定技術者の要件でしょうか。	企業に求める要件です。
279	56	第4	3	(2)	ウ	(ク)	C	施工実施者の選定	意見	「(D)不適切な施工を行ったこと等により、建設業法第28条第3項または同条第5項の処分を受けている状態にない」とあります。処分期間の長短により、当該事業が開始される時点において、処分中となっていない場合、悪質業者を排除する理由が成り立たないのではないのでしょうか。	市においては現在、建設業法第28条第3項又は同条第5項の処分があった場合は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき、状況に応じた期間の入札停止措置を行い、当該期間の経過後はこれを解除しております。 このため、「要求水準書(案)P56第4-3(2)ウ(ク) 施工実施者の選定」に掲げるCの遵守を求めますが、上記措置が解除された業者を、施工実施者に選定するかかどうかについては、運営権者の判断によります。
280	57	第4	3	(2)	ウ	(コ)	A	各種許可申請手続き	質問	「道路管理者、河川管理者、その他施設管理者(鉄道管理者、用地管理者等)及び交通管理者との協議を当該管理者の要請により市が実施する場合」とありますが、この「市」は何処の部局を指しているのでしょうか。	大阪市水道局です。
281	57	第4	3	(2)	ウ	(コ)	D	各種許可申請手続き	質問	「繁華街…市民からの要望…」とされていますが、市民の代表である市会議員の対応は市が行うと理解してよろしいですか。	ご質問の地元調整については、市では、町会長等の地域代表者への説明、沿道の住民や事業所等への広報・周知文書の配布、個々からの問合せ、意見が寄せられた場合の個別説明等の方法により行っており、運営権者にも同様に丁寧な対応を求めます。
282	57	第4	3	(2)	ウ	(コ)	D	各種許可申請手続き	質問	「繁華街…市民からの要望…」とされていますが、現地において金品要求や工事の妨害行為があった場合等は、運営権者の判断により法的手段を適用できると理解してよろしいですか。	運営権者にてご判断ください。
283	57	第4	3	(2)	ウ	(コ)	D	各種許可申請手続き	質問	繁華街や商店街等、施工条件に関する市民からの要望が多く寄せられることが予測される地域について、過去の実績等をご教示ください。	沿道からの要望として最も多いものは、工事による商業活動への影響の低減で、施工日や施工時間帯に関するものとなっています。なお、地域については一般的に繁華街や商店街ではそのような要望が多く寄せられる傾向にあります。 また、工事に対する意見・要望等については、大阪市ホームページ「市民の声」(https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000006578.html)を参考にしてください。
284	58	第4	3	(2)	ウ	(サ)	B	施工協議	質問	「掘削調査を行い、詳細な位置確認を行うこと」とありますが、現状、大阪市が実施している工事では、掘削調査をどの程度実施しているか、例えば、〇〇mに対して〇〇回数などの情報をご教示いただけますでしょうか。	市における試験掘の実施箇所は次のとおりです。 ・1街区又は50mに1箇所 ・既設管との連絡箇所 ・交差点部は2箇所以上 ・その他、埋設物等の確認が必要な箇所

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
285	58	第4	3	(2)	ウ	(サ)	B	施工協議	質問	工事施工にあたっては、埋設物の位置を掘削調査により確認することとありますが、提案段階で市から提示された資料から地下埋設物の有無が判断できず、地下埋設物が存在し撤去が必要となった場合、負担は市でしょうか、運営者でしょうか。	一般に、使用している既存図面の精度や信頼性の多寡はあれ、ご指摘のような事象が生じることのないよう、注意を払いながら既存図面を利用し、場合によっては試験掘りも行いながら、慎重に設計、施工を行っています。工業用水道事業者となる運営権者におきましては、当然そうしたリスク回避を図りつつ、高い技術力をもって業務を遂行していただくものと考えております。
286	58	第4	3	(2)	ウ	(サ)	D	施工協議	質問	市議員や町会長(連合、単一)は必要ないですか。	ご質問の地元調整については、市では、町会長等の地域代表者への説明、沿道の住民や事業所等への広報・周知文書の配布、個々からの問合せ、意見が寄せられた場合の個別説明等の方法により行っており、運営権者にも同様に丁寧な対応を求めます。
287	58	第4	3	(2)	ウ	(サ)	E	施工協議	質問	「市以外の道路管理者からの指示により行われる会議にも市とともに参加」とありますが、現状、大阪市が、年間何件くらい当該会議に参加しているかご教示いただけますでしょうか。	令和2年6月現在、大阪市建設局の十三、野田、市岡、中浜、平野の5工営所で、毎月1回開催されています。
288	58	第4	3	(2)	ウ	(サ)	F	施工協議	質問	「設計業務において協議・調整を行った埋設物管理者以外の本事業に関連する占有物の管理者」とありますが、どういう事例がありますでしょうか。	「大阪市道路工事調整協議会」の参加会員(大阪市建設局、大阪市水道局、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、株式会社オプテージ)以外の占有物の管理者を指し、現場状況に応じて様々な事例が発生します。詳細については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
289	58	第4	3	(2)	ウ	(サ)	G	施工協議	質問	(コ)において協議・調整を行ったときに当該管理者の要請により市が実施する場合は記載されていますが、市が実施する場合でも、Gの協議は運営権者が主体となって実施するのでしょうか。主体が市と運営権者2者になることにより当該管理者に混乱が生じることを懸念します。	「要求水準書(案)P58第4-3(2)ウ(サ) 施工協議」のGについて、施設管理者から市が実施するよう要請があった内容に関しては、市が主体となって対応しますが、その場合でも「要求水準書(案)P58第4-3(2)ウ(コ)各種許可申請手続き」のAと同様、施工実施者である運営権者には、当該協議に必要な関係図書を適切な時期に作成・提出し、必要に応じて協議に参加して質疑等の対応を行っていただきます。
290	58	第4	3	(2)	ウ	(シ)		地元調整	質問	地元調整で、地元からの要望があり、工事施工に必要な認められるときに、貴市に同行頂くことは可能なのでしょうか。「P59.第4章.3.(2).ウ.(ス) 施工管理のF」に記載されている「運営権者が自らだけの対応が困難と判断した場合は、速やかに市に報告し、市の指示に従い対応すること。」ということはあるのでしょうか。	基本的には、市に代わる運営権者として、実施契約に基づいて地元調整をお願いすることとなりますが、特段の状況下にあつては、市は適切かつ臨機応変に対応するための協議に応じます。
291	59	第4	3	(2)	ウ	(ス)	A	施工監理	質問	「市の取組実績と同等以上の水準」としていますが、「埋戻し土偽装問題」等が発生したものの、市の工事監理体制や手法には問題がなかったという理解でよいですか。	市では、配水管工事に係る不適正施工問題を受けた再発防止策として、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」のとおり、既に新たな施工監理体制をお示ししている状況にあります。それにも関わらず、万が一、ご質問にあるような理解のまま提案を頂きますと、要求水準書(案)で求める水準の施工監理が期待できませんので、ご提案にあたりましては、こうした市の取組実績について十分にご理解いただいたうえで、これと同等以上の水準の施工監理体制についてご検討して頂く必要があると考えております。
292	59	第4	3	(2)	ウ	(ス)		施工監理	意見	A. 工事監理手法、D. トレーサビリティ、G. ICTの導入で「市と同等以上の水準」でありますが、市の水準をご教授ください。	施工監理手法、トレーサビリティ、市のICTの導入状況については、「要求水準書(案)P69第4-4参照文書」の②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚及び、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。(要求水準書(案)の参照文書については、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供する予定です。)また、市の施工管理体制においては、ISO22000のマネジメントシステムの工程管理の考え方を適用し、高い品質の工事施工を確保するうえで重要となる確認項目を施工段階ごとに明確化し、重要管理点として設定しており、こうした重要管理点に基づく施工監理に対し、ICTを活用することで、工事の適正な執行管理はもとより、きめ細やかな管理による工事品質の確保を行うものとしております。具体的には、工事関連情報や遠隔での現場モニタリング機能を搭載したシステムを用い、監督職員が現地に赴くことなく、水道センターから現場作業状況をリアルタイムで確認するとともに、必要に応じて監督職員が即時指示できるものとしており、現在、本格稼働に向け、試行運用を開始しています。運営権者におかれましては、民間事業者のノウハウのもと、上記に示した市の水準より高い水準の提案を期待しております。
293	59	第4	3	(2)	ウ	(ス)		施工監理	質問	「施工現場と事務所間のリアルタイムでの情報共有や書類作成の迅速化、施工実施者に対する指導へのICT」について貴市で実施されている内容をご教示ください。	「施工現場と事務所間のリアルタイムでの情報共有や書類作成の迅速化、施工実施者に対する指導へのICT」については、要求水準書(案)No292の回答のとおりですが、情報共有の具体的な方式については、ご提案いただく技術的な範疇かと存じます。
294	60	第4	3	(2)	ウ	(ス)	G	施工監理	質問	市との共有を求められる「ICTによって得られる情報」とは、どのようなものを想定しているかご教示ください。	施工監理における市のICTの導入状況については、要求水準書(案)No292の回答のとおりですが、情報共有の具体的な方式については、ご提案いただく技術的な範疇かと存じます。
295	60	第4	3	(2)	ウ	(ス)	G	施工監理	質問	市への情報共有もリアルタイムに行う必要があるのでしょうか。	

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
296	60	第4	3	(2)	ウ	(七)	B	掘削	質問	家屋調査は必要ないですか。	工事の施工内容や沿道住民等との協議により、必要となることも想定されますので、適切にご判断ください。
297	63	第4	3	(3)	ア	(ア)		配水設備維持修繕作業	質問	市の取扱い規程についてご教示ください。	市の取組状況は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。また、維持保全に係る規程・マニュアルについては、優先交渉権者決定時に優先交渉権者にお示しする予定です。
298	63	第4	3	(3)	ア	(ア)		配水設備維持修繕作業	質問	消防関連費用は原則として市消防局負担ということですが、例外的に運営権者が負担するケースを教えてください。	運営権者の業務に瑕疵がない限り、運営権者が消火栓関連費用を負担することはありません。
299	63	第4	3	(3)	ア	(ア)		配水設備維持修繕作業	質問	「公共の消防のための消火栓の設置及び管理(修繕)に要する費用・・・市消防局による負担を原則とし、この際に市が行う報告や請求などの手続きを十分に補助すること」とあり、修繕維持作業の条文に明記されています。この場合の「水の料金」は「利用料金」として運営権者の収入とはならないのでしょうか。	公共の消防用として使用された「水の料金」についても、運営権者の収入とする仕組みを想定しています。
300	63	第4	3	(3)	ア	(ア)		配水設備維持修繕作業	質問	消火栓の設置及び管理(修繕)に関する費用や、消防用に使用された水の料金に関する報告や請求について、貴市が実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
301	63	第4	3	(3)	ア	(ア)		配水設備維持修繕作業	意見	事業者は「市が行う報告や請求などの手続きを十分に補助する」とありますが、補助内容についてご教示願います。	補助内容は、設置・管理(修繕)した消火栓数の集計や報告書の作成等を想定しています。
302	63	第4	3	(3)	ア	(ア)		配水設備維持修繕作業	質問	十分に補助することとは具体的にはどのような作業でしょうか。	
303	63	第4	3	(3)	ア	(ア)		配水設備維持修繕作業	質問	「市消防局による負担を原則とし、この際に市が行う報告や請求などの手続きを十分に補助」とありますが、運営権者が実施すべき市水道局への報告や市水道局への請求などの手続きの具体的な内容について、ご教示いただけますでしょうか。	運営権者は、工事の完成図書類とは別に、定期的に消火栓の設置状況や加修状況について、指定様式で市に報告していただくこととなります。
304	63	第4	3	(3)	ア	(ア)		配水設備維持修繕作業	質問	「市消防局による負担を原則とし、この際に市が行う報告や請求などの手続きを十分に補助」とありますが、運営権者が市消防局と直接やりとりすることはないという理解でよろしいでしょうか。	設置や加修に係る個別の工事内容や資料に疑義がある場合や、現場での立会が必要となった場合に、市消防局との直接の対応を求めることがあります。
305	63	第4	3	(3)	ア	(ア)		配水設備維持修繕作業	質問	排水設備維持修繕作業のうち、消防線の設置及び管理は、市消防局からの費用負担で実施するとありますが、本業務に要する費用の経理区分など、P.22第2-3(2)オ「財務管理」に影響する特別な対応はございますでしょうか。	運営権者においてかかった費用の実費相当分を消防局から収入いただくこととなるため、運営権者において区分経理していただくこととなります。
306	63	第4	3	(3)	ア	(イ)		幹線弁柱類等調査整備作業	質問	管理を行うこととは具体的にどのような点検、調査作業でしょうか。	弁柱類等が正常に作動するよう、定期的に巡視・保守点検を行うことであり、これまでの市の取組状況については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
307	63	第4	3	(3)	ア	(イ)		幹線弁柱類等調査整備作業	質問	貴市で調査はしていますか、していれば調査結果は提供して頂けますか。	
308	63	第4	3	(3)	ウ	(ウ)		水管橋・共同溝内管路の巡視作業	質問	「各管理者と調整を行ったうえで、巡視を行う」とありますが、現状で実施している巡視の詳細についてご教示いただけますでしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
309	63	第4	3	(3)	ア	(エ)		管路用地管理	質問	「管路用地について、用地フェンス、不法占拠等の状況を把握し、不法投棄などの防止・・・」とあります。現状、不法占拠や不法投棄されている土地はないという理解でよろしいでしょうか。	管路用地については、年1回以上の巡視を行い、不法占拠や不法投棄等、異常がないことを確認しています。
310	63	第4	3	(3)	ア	(エ)		管路用地管理	質問	管理用地について、現在の管理状況(巡視の頻度や不法占拠等の発生頻度など)はどうなっているのでしょうか。	
311	66	第4	3	(3)	イ	(ア)		断通水作業	質問	「・・・放流先の施設利用に係る費用は、運営権者の負担とする。」とありますが、費用算出方法をご教示ください。	放水量に応じて下水道料金を支払っていただくこととなりますが、算出方法については、大阪市のホームページ等をご確認ください。 (https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000010493.html)

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
312	66	第4	3	(3)	イ	(イ)	上工切替作業	質問	「上水からの受水費用は運営権者の負担」としていますが、「水量」は何をもって認定し、その費用は何をもって算定するのかお示ください。また、算定された費用は工業用水道利用料金から支出するのでしょうか。	上工切替バルブにより上水道配水管からの供給に切り替えた際は、工水メーターより検針した水量から日割り計算で算出し、「水量」の認定を行います。またお客さまの内部施設で切り替えた際は、上水道メーターから検針した水量から過去の工業用水道の使用実績を勘案し、「水量」の認定を行います。またその費用は、運営権者にご負担いただくこととなりますが、これまでの上工連絡管の使用実績と同様、水道事業で追加的に発生する変動費相当の費用のみをご負担いただくものです。なお、これまでの上工連絡管の使用実績は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。また、詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
313	66	第4	3	(3)	イ	(イ)	上工切替作業	質問	「……上水に係る受水費用は、運営権者の負担とする。」とありますが、費用算出方法をご教授ください。	上水道から応援給水するケースは、突発的な漏水事故や自然災害による断水時を想定していますので、あくまで危機管理的な措置として利用者に支障を与えないよう実施するものであり、当然、利用者には、上水道を供給する場合であっても、供給規程に定める工業用水道料金をお支払いいただくこととなります。運営権者側の何らかの明確な瑕疵によって応援給水が必要となるような特段の場合を除き、これまでの上工連絡管の使用実績にも示しておりますとおり、運営権者には水道事業での変動費等追加的に発生した費用のみをご負担いただくものです。なお、これまでの上工連絡管の使用実績は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
314	66	第4	3	(3)	イ	(イ)	上工切替作業	質問	上水からの受水費用の算出方法は水道料金表の計算方法と同一でしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。	
315	66	第4	3	(3)	イ	(イ)	上工切替作業	質問	上水からの受水費用について、過去の受水の水量と受水費用を開示いただけますでしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。	
316	66	第4	3	(3)	イ	(イ)	上工切替作業	意見	実施契約書において、「上水道配水管からのバックアップ要請を受けた水道事業は、原則として供給に応じること」等を規定いただけますでしょうか。	本事業の特徴は、上水道からのバックアップが得られるということを前提に、運営権者のリスク低減を図ることができることと考えています。上工切替作業の詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定であり、事業者選定手続きにおける競争的対話等を通じて協議・調整を行うものと考えています。	
317	66	第4	3	(3)	ウ		他企業工事への対応	質問	「他企業工事への対応」とありますが、市の対応実績((ア)～(ウ)の業務別の年間の発生件数、業務実施の人工)について、ご教示いただけますでしょうか。	本市では現在、上工水一体で他企業工事への対応を行っており、上水道約5,200km、工業用水道約290kmの管路延長に対し、上工水合わせて、次の対応実績(平成25～28年度の平均数)があります。 ①施工通知の受付件数:約5,300件 ②他企業との立会件数:約1,600件 ③機動的点検整備件数:約80件 工業用水道に関する詳細情報については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。	
318	67	第4	3	(4)			緊急修繕	質問	過去の修繕履歴や修繕費の規模は、今後公表されますでしょうか。		
319	67	第4	3	(4)	ア	(ア)	突発漏水等への対応	質問	突発的な漏水事故等の過去の事例についてご教示ください。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。	
320	67	第4	3	(4)	ア	(ア)	突発漏水等への対応	質問	突発的な漏水事故等について、近年の発生数や具体的内容、要因等についてご教示いただけないでしょうか。		
321	67	第4	3	(4)	ア	(ア)	H	突発漏水等への対応	質問	「AからHに掲げる業務を迅速に行うこと」とありますが、広報等の対応について遵守すべき手順があればお示しください。	広報等の対応を定めた事故対応マニュアルについては、優先交渉権者の決定後にお示しする予定です。
322	67	第4	3	(4)	ア	(ア)	突発漏水等への対応	質問	使用者宅に損害(例えば、床上浸水)が起きた場合の対応はどの項目に含まれますか。また、その回復にかかる費用は運営権者負担となりますか。	「要求水準書(案)P67第4-3(4)緊急修繕」に含まれます。また、その回復にかかる費用については、リスク分担表(案)に基づき、負担を判断します。	

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
323	67	第4	3	(4)	ア	(ウ)	突発漏水等への対応	質問	「市水道事業が一元的に実施する」としてありますが、この場合、市職員による対応でしょうか、緊急作業業務請負者の対応でしょうか、また、道路使用許可は誰がどのように手続きを行うのか等、具体的内容をお示ください。	市水道事業が一元的に実施する「突発漏水に伴う緊急作業」については、市職員の指示に基づき、緊急作業業務請負者による対応が基本になります。また、道路使用許可については、所轄警察との協議によりますが、運営権者が申請主体となり、「要求水準書(案)P57第4-3(2)ウ(コ) 各種許可申請手続き」を行うことを想定しています。	
324	67	第4	3	(4)	ア	(ウ)	突発漏水等への対応	意見	「市水道事業が一元的に実施するものとし、これに伴う経費は運営権者の負担とする。」とありますが、工水管路だった場合に運営権者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
325	67	第4	3	(4)	ア	(ウ)	突発漏水等への対応	質問	「水管橋での漏水等～これに伴う経費は運営権者の負担とする。」とありますが、これは施工中の及び通常運営管理中の漏水でについて、不可抗力による漏水については市の負担という理解でよろしいでしょうか。	管路の漏水リスクは運営権者による負担を原則としますが、リスク分担表(案)に基づき、一定規模以上の不可抗力事象に伴う漏水については、市が負担します。	
326	67	第4	3	(4)	ア	(ウ)	突発漏水等への対応	質問	「…突発漏水に伴う緊急作業((ア)のうちB、C、D、Eの業務に限る。)については、市水道事業が一元的に実施するものとし、これに伴う経費は運営権者の負担とする。…」とありますが、これまでに突発漏水等は発生したことがありますか。あるのであれば頻度、かかった費用(算出根拠)をご教授ください。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にお示しする情報を基に、ご推察ください。	
327	67	第4	3	(4)	ア	(ウ)	突発漏水等への対応	質問	「市水道事業が一元的に実施するものとし、これに伴う経費は運営権者の負担」とありますが、負担関係の明確化のために、「突発漏水に伴う緊急作業((ア)のうちB、C、D、Eの業務に限る。)」に関する運営権者の負担額の算定方法及び対象となるコストの過去実績の詳細をお示しいただけますでしょうか。		
328	67	第4	3	(4)	ア	(ウ)	突発漏水等への対応	質問	突発漏水に伴う緊急作業に関して(ア)のうちBからEの業務は市水道局が一元的に実施される旨の記載がありますが、これ以外の業務については上水道・工業用水道のどちらの管路における漏水によるものかに関わらず運営権者が一元的に実施し、これに伴う経費は漏水管路の管理者が負担するという認識でよろしいでしょうか。	工業用水道管路において突発漏水等が発生した場合、掘削等を伴う現地対応(「要求水準書(案)P67第4-4(4)ア(ア)」のうちB、C、D、E)は市水道事業が行いますが、これ以外の対応((ア)のうちA、F、G、H)については運営権者が実施し、いずれの経費も運営権者が負担します。なお、上水道管路の突発漏水等であった場合は、運営権者が対応又は費用負担することはありません。	
329	67	第4	3	(4)	ア	(ウ)	突発漏水等への対応	質問	突発漏水に伴い市水道事業が一元的に実施する緊急作業にかかる経費のうち、運営権者が負担するものは工業用水道の漏水に起因するもののみを対象とするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
330	67	第4	3	(4)	ア	(ウ)	突発漏水等への対応	質問	市が行う業務は、突発漏水に伴う緊急作業((ア)のうちB、C、D、Eの業務に限る。)とのことですが、Aの現地立会を運営権者が実施する場合、市が突発漏水を発見した場合や市に通報があった場合は、市から運営権者に連絡共有が来て、運営権者の立ち会いが可能な状態になるということによいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、上水道・工業用水道のどちらの管であるかを問わず、運営権者に突発漏水等の一報があった場合には、直ちに市へ連絡していただく必要があります。	
331	67	第4	3	(4)	ア	(ウ)	突発漏水等への対応	質問	「水管橋での漏水等、明らかに判断できるケースはあるものの、多くの場合は通報時点で、上水道・工業用水道のどちらの管路における漏水であるか特定することができず、今後とも上工水一体で対応する必要があることから」とありますが、明らかに工業用水道起因の事象と判断できるケースにおいては、運営権者がB、C、D、Eの業務を実施するのでしょうか。それとも、例外なくB、C、D、Eは市が実施するということによいでしょうか。	明らかに工業用水道起因の事象と判断でき、緊急対応が伴わない漏水等の場合は、BからEに示す業務に限らず、一連の業務を運営権者が実施することになります。	
332	67	第4	3	(4)	ア	(ウ)	突発漏水等への対応	質問	第三者が工業用水道の管路を破損した場合、そうであるとわからずに(ア)で示すの対応方法で市がB、C、D、Eを対応することもありますが、その場合の請求関係等のフローなどはどうなるのでしょうか。	通常の修繕作業と同様に、本市から運営権者に修繕費用を請求し、その後、第三者に請求していただくこととなります。	
333	67	第4	3	(4)	イ		水質異常・異物漏出・出水不良時の対応	質問	過去の水質異常等の履歴は、今後公表されますでしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。	

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
334	67	第4	3	(4)	イ			水質異常・異物漏出・出水不良時の対応	質問	「市の水質試験所へ検体を持ち込むこと」とされていますが、休日夜間でも受け付けていただけると理解してよろしいですか。また、水質異常が出た場合における「給水停止」は市の水質試験所が判断すると理解してよろしいですか。	市の水質試験所への検体の持ち込みは、平日昼間を基本としますが、緊急性を伴う水質事故の場合には、休日夜間でも受け付けることとし、その際の実手法や負担等については、募集要項等公表時にお示しする予定です。また、給水停止の判断の権限は、工業用水道事業者である運営権者にあります。
335	68	第4	3	(4)	ウ			水圧調査	質問	過去の水圧調査履歴は、今後公表されますでしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
336	68	第4	3	(4)	エ			第三者破損発生時の対応	質問	第三者破損事故は年どれくらい発生しますか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
337	68	第4	3	(4)	エ	(ア)		第三者破損発生時の対応	質問	「原因者から破損保証金を徴収すること」とありますが、市のホームページでは、建築物の解体工事で解体業者が給水施設を破損させた場合、修繕費を回収できないことに対する注意喚起を行っています。このようなリスクも運営権者が負うと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
338	68	第4	3	(4)	エ	(イ)		第三者破損発生時の対応	質問	「第三者破損発生時の受付や破損補償金の算出・請求等の事務処理について、市が定める基準※⑧⑨⑩⑪⑫を参照のうえ、取り決めを行うこと。」とありますが、誰と取り決めを行うのでしょうか。また、現状について、ご教示願います。	運営権者が、あらかじめ事務処理に係る請求事項を定めておき、事象発生時には当該事項に基づき、破損を起こした原因者に対応することを意味しています。また、現状の発生状況については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
339	68	第4	3	(5)	ア	(ア)		道路工事に伴う支障移設等	質問	「道路管理者から、配水設備の移設や撤去、鉄蓋(制水弁、消火栓等)の高さ調整等の指示を受けたときは、…、これに伴う費用は、運営権者の負担とするが、…」とありますが、これまでどれくらいの頻度で発生し、いくらほどかかっているのでしょうか。	配水設備の移設・撤去等の実績は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。また、詳細な対応実績については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
340	68	第4	3	(5)	ア	(ア)	道路工事に伴う支障移設等	質問	「道路管理者から、配水設備の移設や撤去、鉄蓋(制水弁、消火栓等)の高さ調整等の指示を受けたとき」とありますが、過去の対応実績(件数、作業に要した人工)について、ご教示いただけますでしょうか。		
341	68	第4	3	(5)	ア		道路工事に伴う支障移設等	質問	道路管理者から、配水設備の移設や撤去等の指示を受けたとき、これに伴う費用は運営権者の負担とあるが、これまでの実績を7月初旬(質問回答時期)に開示いただけないでしょうか。		
342	68	第4	3	(5)	ア	(ア)		道路工事に伴う支障移設等	意見	「道路管理者からの支障移設依頼については、運営権者負担」とありますが、費用負担について、貴市の負担に変更いただけないでしょうか。例えば、「移設保証金」を利用することは出来ないのでしょうか。	道路管理者からの指示に基づく支障移設については、原則、工業用水道事業者である運営権者の負担とします。なお、道路管理者からの「移設補償金」があった場合の取扱いについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
343	69	第4	3	(5)				支障移設関連	質問	表4-8の移設関連の路線について、費用負担の考え方をご教示ください。移設扱いで運営権者の費用負担となるか、更新扱いとされるのでしょうか。また、移設後の路線計画・基本設計、現地との調整は完了しているとの理解でよろしいでしょうか。	費用負担の考え方については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。また、現時点では「要求水準書(案)P69の表4-9」に示す管路に関する各種調整は未了であり、「要求水準書(案)P68第4-3(5)ア」に従って今後、市と道路管理者で実施方法や工程等の協議を進めていきます。なお、協議状況等については、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者にお示しする予定です。
344	69	第4	3	(5)	ア	(エ)		道路工事に伴う支障移設等(表4-9 移設又は復元が必要な管路)	質問	当該管路の移設または復元について、これまでに市が実施された設計や協議の結果、費用の見積もりなどの情報を全て開示してください。	
345	69	第4	3	(5)	ア	(エ)		道路工事に伴う支障移設等	質問	表4-9に示す管路についての移設又は復元工事は、「一部負担金」の対象になるのでしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示すとおり、「要求水準書(案)P69の表4-9」の移設又は復元工事については、「一部負担金」の対象になる予定です。
346	68	第4	3	(5)	ア	(ア)		道路工事に伴う支障移設等	質問	表4-8以外に、既に指示を受けた箇所、想定している箇所があれば開示ください。	現時点で、「要求水準書(案)P69の表4-9」以外に想定している箇所はありません。
347	69	第4	3	(5)	イ			依頼に基づく支障移設等	質問	これに伴う費用については、申請者と調整することとなっていますが、これまでの実績を7月初旬(質問回答時期)に開示いただけないでしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
348	69	第4	4					参照文書	質問	下線の参照文書以外は、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供予定とありますが、管路の漏水事故の未然防止と長寿命化の対策検討及び事業費算定を行うため、「⑩配水管破損復旧工事における洗浄排水費及び漏水補償額の算定について：(4)」の文書について募集要項の公表以前に示していただけないでしょうか。	事業提案書の作成に市が必要と考える情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示しするとともに、その後も募集要項等公表時をはじめ、必要に応じて開示する予定です。一方、要求水準書(案)の各章に記載された参照文書(下線なし)は、事業提案に直接かかわるものではなく、局の業務マニュアル・手引き等の実務的な資料が主なものとなりますことをご理解ください。
349	69	第4	4					参照文書	質問	下線の参照文書以外は、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供予定とありますが、管路の漏水事故の未然防止と長寿命化の対策検討及び事業費算定を行うため、「⑪配水管工事等における洗浄排水量算定基準：(4)」の文書について募集要項の公表以前に示していただけないでしょうか。	
350	69	第4	4					参照文書	質問	下線の参照文書以外は、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供予定とありますが、管路の漏水事故の未然防止と長寿命化の対策検討及び事業費算定を行うため、「⑫口径等決定に係る過年度の検討書：(2)」の文書について募集要項の公表以前に示していただけないでしょうか。	
351	69	第4	4					参照文書	質問	下線の参照文書以外は、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供予定とありますが、管路の漏水事故の未然防止と長寿命化の対策検討及び事業費算定を行うため、「⑬断水又は通水に係る過年度の作業計画書：(2)」の文書について募集要項の公表以前に示していただけないでしょうか。	
352	69	第4	4					参照文書	質問	下線の参照文書以外は、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供予定とありますが、管路の漏水事故の未然防止と長寿命化の対策検討及び事業費算定を行うため、「⑭維持管理グループマニュアル(維持保全業務編)：(3)」の文書について募集要項の公表以前に示していただけないでしょうか。	
353	69	第4	4					参照文書	質問	下線の参照文書以外は、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供予定とありますが、管路の漏水事故の未然防止と長寿命化の対策検討及び事業費算定を行うため、「⑮維持管理グループマニュアル(緊急修繕業務編)：(4)」の文書について募集要項の公表以前に示していただけないでしょうか。	
354	71	第5	1					基本方針	質問	「市内19区で約280社(約340工場)の利用者」とありますが、契約内容等、個別に明細を確認していただけないでしょうか。	実施方針No282の回答をご参照ください。
355	71	第5	1					基本方針	質問	使用者名や使用料についてNDAを前提としてご教示いただけますでしょうか。	
356	71	第5	2	(2)				給水施設に関する業務	質問	現状は、新設などに関しての工事に対して、施工業者を市側が入札する形をとっているとの認識ですが、工事の施工業者の選定方式は運営権者の裁量によるかと考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。 「要求水準書(案)P74第5-3(2)ウ(エ)」に記載のとおり、「要求水準書(案)P51第4-3(2)ウ 更新の実施」に準じて実施してください。
357	71	第5	2	(2)				給水施設に関する業務	質問	問合せ対応頻度や1回当たりの問合せに対する対応時間等を含む過去の受付・問合せ履歴は、今後公表されますでしょうか。	営業に関する業務についてのこれまでの問い合わせ件数等は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししております。
358	72	第5	3	(1)	イ			各種受付・問合せ対応	質問	「各種受付・問合せ対応」とありますが、過去の受付・問合せの対応件数について、ご教示いただけますでしょうか。	なお、どの利用者からの問い合わせであるかなど、詳細な内容については、優先交渉権者選定後、必要に応じてお示しします。
359	72	第5	3	(1)	イ			各種受付・問合せ対応	質問	窓口、電話、メール、現場等で水道事業に関する相談や質問等が来たときの対応について記載はありませんが、対応方法は運営権者の提案により定めることを想定されていますでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、「要求水準書(案)P72第5-3(1)イ」において、利用者の利便性が考慮された受付対応をしていただくこと、問い合わせや苦情の件数・内容並びにその対応結果等について、市へ報告すること等を求めています。
360	72	第5	3	(1)	ウ			水道メーター点検	質問	「利用者の使用水量確定後、水道メーター点検後10営業日までに、市に使用水量を報告すること」とありますが、責任水量も同様に10営業日でしょうか。	市の水道局から建設局に対し、工業用水道利用者の下水道使用料の算定のため、使用水量を報告する必要があるため、運営権者に報告を求めるものです。そのため、責任使用水量の数字まで報告を求めるものではありません。
361	72	第5	3	(1)	ウ			水道メーター点検	質問	「使用水量が、前3か月もしくは前年同期の使用水量等と比較し、大幅に増減していれば、利用者に連絡する等して、使用状況の確認を行うこと」とありますが、この「大幅」の具体的基準を教えてください。	現在、市では1か月の使用水量が1,000m ³ を超える場合は±20%以上、1,000m ³ を超えない場合は±30%以上の場合を目安に、利用者に連絡することとしています。また、それ以外でも水量審査を行う上で必要と判断した場合は、利用者に連絡を行っています。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
362	72	第5	3	(1)	ウ			水道メーター点検.利用料金の収納	質問	現在の定例点検から賦課徴収までのサイクルをご教示ください。また、サイクルの変更などは運営権者の裁量と考えるとよろしいのでしょうか。	現在の点検収納サイクルについては、「要求水準書(案)P76第5-4参照文書」に記載の⑤工業用水道点検収納等事務要綱をご参照ください。これらのサイクルの変更は運営権者の裁量で行っていただくことができますが、利用者への事前周知や説明を行い、十分にご理解を得た上で変更を行ってください。(なお、定例点検日の変更時期には使用日数、使用水量が増減する月が発生し、料金にも偏りが生じるなどについても、ご注意ください。)
363	72	第5	3	(1)	ウ			水道メーター点検	質問	貴市では現在、工業用水道メーターの点検は、自動検針にて実施していると思いますが、現行の自動検針システムを継続して使用することはできますか。	現在のシステムにかかる機器等の運用・保守・借入費用等をご負担していただいた上で、運営権者において継続使用は可能です。一方、新たなシステム等を導入する場合は、現在のシステムにかかる機器等の撤去費用についても、運営権者において、ご負担していただく必要があります。現在、市が使用しているシステムの概要については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
364	72	第5	3	(1)	エ			利用料金の収納	質問	利用料金の送金先として、運営権者の口座を別途準備するとの認識でよろしいでしょうか。また、口座振替のための各金融機関との契約も運営権者が改めて行うとの認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。市における金融機関ごとの収納実績については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
365	72	第5	3	(1)	エ			利用料金の収納	質問	現状で、景気変動などにより、利用者が料金を支払えない場合など、一般の上水道同様に滞納整理や給水停止などの措置を講じているのでしょうか。また、給水停止などの措置は許されているのでしょうか。	工業用水道事業では、長期にわたる滞納の事例はほとんどありませんが、上水道と同様に納期限を過ぎても、お支払いいただけない利用者への滞納整理や、その滞納整理をもってなお、お支払いのない利用者に対しては、「大阪市工業用水道事業給水条例」に基づく給水停止などの措置を講ずることは可能となっています。ただし、工業用水道は公共性の高いインフラであることから、未払いのある利用者との協議において、堅実な納入計画等が示された場合には、その計画に従い支払いが行われる限りにおいては給水停止を猶予しており、近年においては給水停止に至った事例はありません。なお、現在の滞納債権の状況及び不納欠損の実績は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
366	73	第5	3	(1)	オ			利用者情報のシステムによる管理	質問	システムの仕様について、指定のものがあればご教示いただけますでしょうか。	利用者情報に関するシステムの使用について、市が指定するものではありませんが、現在のシステムにかかる機器等の運用・保守・借入費用等をご負担していただいた上で、運営権者において継続使用は可能です。なお、現在、市が使用しているシステムの概要については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
367	73	第5	3	(1)	オ			利用者情報のシステムによる管理	質問	利用者情報をシステムにより管理するとありますが、このシステムは既に市でお使いのシステムを引き続き利用させていただくということでしょうか。	詳細については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
368	73	第5	3	(1)	オ			利用者情報のシステムによる管理	質問	利用者情報を管理するシステムは、貴市が現行使用しているシステムをそのまま利用することは可能でしょうか。	要求水準書(案)No363の回答をご参照ください。
369	73	第5	3	(1)	カ			情報発信	意見	運営権方式となることの事前情報を使用者にしっかりと理解してもらう方が重要と考えます。ポタンを掛け違えてしまうと、事業開始後に理解を深めるのは困難と考えます。	市では、そうした事態が生じないよう、現在、工業用水道利用者を対象に発行している工水通信やホームページなどを通じて、公共施設等運営権制度を導入する意義や検討状況などについてご理解が得られるよう、継続的に周知を行っております。現在、市が実施している情報発信の事例については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
370	73	第5	3	(1)	カ			情報発信	質問	さまざまな情報発信を行うこととありますが、運営権者の提案により具体的な実施方法が定められるという理解で良いでしょうか。それとも具体的に情報発信の方法や頻度などに基準があるのでしょうか。	実施方針No54の回答をご参照ください。
371	73	第5	3	(1)	キ			工業用水の断水等に関する啓発活動	質問	記載の啓発活動について、市として行われていた内容について、ご提供いただけないでしょうか。	給水の申込の事前の打ち合わせ時などに、工業用水道は上水道に比べて水圧が安定しない場合があること、災害等が発生した場合に断水の可能性があることをお伝えしたうえで、断水時のバックアップとして上水道からの切替装置の設置や半日分の使用水量程度の受水槽の設置等を推奨しております。
372	73	第5	3	(1)	キ			工業用水の断水等に関する啓発活動	質問	塩素除去装置を設置するように啓発活動をとありますが、設置は利用者負担でしょうか。	市では現在、管路更新や漏水修繕等の際、上水道からのバックアップを受けていただくにあたり、塩素による操業への影響等を懸念される利用者に対して、あらかじめ塩素除去装置の設置等の対応を促していますが、利用者の費用負担としています。
373	73	第5	3	(1)	キ			工業用水道の断水等に関する啓発活動	質問	「塩素除去装置を設置するよう啓発活動を行う」としていますが、その結果、塩素除去装置の設置を使用者が求めた場合、設置コストは市が負担すると理解してよろしいですか。	ただし、運営権者の判断により、任意事業との関連で、設置にかかる費用の全部又は一部を負担することを妨げるものではありません。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
374	73	第5	3	(1)	キ			工業用水道の断水等に関する啓発活動	質問	「受水槽において上水道からのバックアップを可能とする切替設備の設置を利用者に推奨すること。」とありますが、現状の設置普及状況についてご教示願います。	令和元年度に実施した利用者へのアンケートでは、およそ4分の1の利用者が上水道からのバックアップを可能とする切替設備を設置していると回答されています。
375	73	第5	3	(2)	ア			使用開始に伴う工事申込み	質問	現在、申込や申込相談はありますか。	開始申込に関する相談は、毎年度、複数いただいております。相談の際には、市から供給条件(供給可能な範囲や、供給に必要な概算工事費など)をお示しし、条件があった場合には、お申込みをご案内しています。これまでの開始等の実績件数については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
376	74	第5	3	(2)	イ			使用中止に伴う工事申込み	質問	現在、申込や申込相談はありますか。	工場移転や廃業等による利用者からの使用中止の申し込みについては、適宜対応しています。これまでの開始等の実績件数については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
377	74	第5	3	(2)	ウ	(ア)		給水施設の設置及び撤去工事の設計及び施工	質問	「本事業開始日までに市と工事申込者、道路管理者・交通管理者、他の埋設企業等が行う打合せ内容や調整内容について市に確認し、それらを踏まえたうえで引き続き実施すること。」とありますが、これに派生する費用の負担についてご教示願います。	市への確認自体においては、特別な費用が発生するとは考えておりませんが、本事業開始以降は運営権者の業務となるため、これに関して費用が発生した場合は、運営権者の負担が原則となります。
378	74	第5	3	(2)	ウ			給水施設の設置及び撤去工事の設計及び施工	質問	「本事業開始日までに市が使用開始又は使用中止の申し出を受け、市から運営権者に契約等の承継を行う設計及び施工」とありますが、市と運営権者の費用区分について、明確に示して頂けますでしょうか。	
379	74	第5	3	(2)	ウ	(イ)		給水施設の設置及び撤去工事の設計及び施工	質問	「運営権者が費用を負担することを妨げない」とあるが、今まで貴市負担した事例はありますか。	事例はありません。
380	75	第5	3	(2)	エ			内部施設の確認、上水道等との誤接合防止	質問	利用者の変更の申し入れについては、市の供給規程に明記しているのでしょうか。明記していない場合、運営権者で明記しても良いと理解してよろしいでしょうか。	利用者の変更の申し入れについては、「大阪市工業用水道事業給水条例」第5条(届出の義務)に記載しています。
381	75	第5	3	(2)	エ			内部施設の確認、上水道等との誤接合防止	質問	運営権者である「民」が使用者の「民有地」へ許可なく立ち入ることは不可能です。使用者が立ち入りを拒んだ場合、「市は定期的に内部施設の立入検査を行う」としており、内部施設の確認は市が実施すると理解してよろしいですか。	利用者の許可のもと、内部施設の確認等を行っていただくこととなります。なお、市が立ち入り調査をする場合であっても、これと同様、利用者の協力のもと実施しており、拒否された場合は立ち入りを実施しておりません。
382	75	第5	3	(2)	エ			内部施設の確認、上水道等との誤接合防止	質問	「市は定期的に内部施設の立ち入り検査を行う」となっていますが、1年間で何件くらいの検査を想定していますか。	市では1年間で約100件程度の立ち入り調査を実施しています。市が立ち入り調査を行う際には、異常が見受けられた場合にのみ、運営権者に同行を要請することを想定しています。なお、平成30年度、令和元年度の異常発見件数は0件です。
383	75	第5	3	(2)	オ			道路部分の緊急修繕	質問	修繕に伴い費用は、運営権者の負担とするとありますが、これまでに突発的な漏水事故等は発生したことがありますか。あるのであれば頻度、かかった費用(算出根拠)をご教授ください。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
384	75	第5	3	(2)	カ	(ア)		給水の異常時等の対応	質問	「供給する水に異常」の「異常」の具体的基準を教えてください。	濁度の上昇等、利用者における水使用に影響を与える恐れがある水質異常等が該当します。そうした異常がある場合には、利用者側に使用停止もしくは上水道からのバックアップ等の対応を必要に応じて実施していただけるよう、運営権者に関係者への周知を求めるものです。
385	75	第5	3	(2)	カ	(ア)		給水の異常時等の対応	質問	「給水の異常時等の対応」とありますが、過去の1年間あたり対応件数について、ご教示いただけますでしょうか。また、工業用水道施設の老朽化等が原因となった件数の内訳があればご教示ください。	平成21～30年度における水質異常に関する対応件数については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。なお、水質異常の原因などの詳細な内容については、優先交渉権者選定後、必要に応じてお示しします。

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
386	75	第5	3	(3)	ア	(ア)	水道メーターの管理	質問	「運営権者が調達・設置し、管理すること」とありますが、利用者先に設置した水道メーターは運営権者の資産とするという理解でよろしいでしょうか。	水道メーターは市の資産であり、運営権設定対象資産となります。 なお、「実施方針P34第5-5(1)ア(ア)」に記載のとおり、市では水道メーターを取替資産としており、使用開始に伴い設置したメーターについては一部負担金の対象となりますが、それ以外の計量法に定めるメーターの有効期間の終了(検定満期)等により取り替えたメーターについては、当該年度の費用として処理され、資産の増減が生じないため、基本的には一部負担金の対象とはなりません。 ただし、運営権者の判断において、現行のメーターよりも性能が高いスマートメーターなどを新たに導入し、「実施方針P19第3-1(7)エ(カ)」に定めるとおり、市が必要と認めた場合には、それらを買取り対象とする場合があります。	
387	75	第5	3	(3)	ア	(ア)	水道メーターの管理	質問	既設の水道メーターの検満時期は把握されているでしょうか。また、その情報は今後公表されますでしょうか。	平成30年度末時点でのメータ等の各種情報(口径、検満時期等)について、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。	
388	75	第5	3	(3)	ア	(ア)	水道メーターの管理	質問	現在、消火栓に水道メーターは設置されていますでしょうか。また、使用量に応じた料金請求は可能でしょうか。	消火栓にはメーターは設置されていないので、使用量は消火活動等の内容や活動時間等をもとに、市消防局と数量確認を行うこととなります。	
389	76	第5	3	(3)	ア	(ウ)	水道メーターの管理	質問	「運営権者が費用を負担することを妨げない」とあるが、今まで貴市負担した事例はありますか。	これまで、月々のメータ料を市が負担した事例はありません。 ただし、市が設置したメータに故障等の不具合が生じた場合には、利用者の故意や重度の過失による場合を除き、市の費用で検査や修理・交換を行っています。	
390	76	第5	3	(3)	ア	(ウ)	水道メーターの管理	質問	運営権者が調達・設置する水道メーターの利用料は、変更出来ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、「要求水準書(案)P76第5-3(3)ア(ウ)」に記載のとおり、運営権者が費用を負担することは妨げませんし、メーターを活用した新サービス(現行のメータよりも性能の高いスマートメータ設置にかかる追加料金)などの任意事業の提案を妨げるものではありません。	
391	76	第5	3	(3)	ア	(ア)	水道メーターの管理	質問	「運営権者が調達」とありますが、現在採用されているメーターの諸元や調達結果等の情報を開示いただけますでしょうか。	現在の市におけるメーターの諸元や調達結果については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。	
392	78	第6	1				基本方針	質問	「市と同等以上の水準を確保し」とありますが、具体的かつ定量的な水準について明示いただけないでしょうか。	大阪市水道局における事業継続計画及び各種事故対応マニュアルについては、優先交渉権者決定後にお示しします。	
393	79	第6	3	(1)	ア		事業継続計画の策定	質問	事業継続計画の提出期限が本事業開始日と指定されていますが、提出が義務である一方で、内容への要求水準も記載されています。ここで示す期限はあくまで提出の期限ということでしょうか。	事業継続計画の提出については、全体事業計画書の提出に合わせることで、本事業開始日以降、災害発生時に事業継続計画に沿って災害対応が可能となるよう進めていただければ結構です。 詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
394	79	第6	3	(1)	ア		事業継続計画の策定	質問	市の指導以外に経済産業省から工業用水道事業者への指示もあることが想定されますが、経済産業省の指導が本要求水準書または市の指導と相違する場合はどのように取り扱われるのでしょうか。	災害発生時、市が、水道及び工業用水道を包括した施設復旧活動を指揮するとともに、国や近隣事業者との連携等を行うこととしていますので、経済産業省からの指導については、市を通じて運営権者に指導されることになると考えます。	
395	79	第6	3	(1)	イ	(イ)	災害への対応業務	質問	「水道部本部等が定める災害対応に関する計画に基づき、市と連携を図りつつ、応急復旧活動等を行うこと。」とありますが、貴市の命令指揮下に入るのでしょうか、その場合、費用負担はどうなるのでしょうか。	市は、水道部本部体制(水道局)において上工水を包括した施設復旧活動を指揮することとしており、運営権者は、工業用水道施設の復旧活動のため、本市の命令指揮下に入ることとなります。 費用については、「工業用水道事業費補助金交付要綱」に定める国庫補助金の交付がない程度の被害の場合を除き、市が負担します。	
396	80	第6	3	(1)	ウ		災害に備えた活動	質問	「市が実施する訓練の参加」とありますが、市が現時点で想定する訓練の内容および件数はどの程度でしょうか。	具体的な内容は未定ですが、水道部本部体制(水道局)において実施する訓練のうち、工業用水道に関連する部分について、運営権者に参加を依頼することを想定しています。なおこれまでの防災訓練の取組実績(上工水問わず)は、市HPIにてご確認いただけます。(https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000474518.html) また、2年に一度、近畿2府4県内の工業用水道事業者の「震災時等の相互応援に関する覚書」及び「同実施細則」に基づき、他事業者との情報伝達訓練を実施しており、その際、市と運営権者の間の情報伝達訓練を実施することを考えています。	

No	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3	細節4				
397	80	第6	3	(1)	エ	(イ)		他事業者の施設復旧支援	質問	復旧支援活動に要する費用について、構成企業が行った復旧支援活動費用も含めてもよろしいでしょうか。	運営権者からの再委託等により実施された活動に要する費用は、対象となります。
398	80	第6	3	(2)	ア			各種事故対応マニュアルの策定	質問	新型コロナウイルス感染症発生時の対応について、要求水準として具体的に示していただけますでしょうか。もし、市のマニュアル⑦へ新型インフルエンザ対応マニュアルなどに記載される場合は、募集要項公表時などのタイミングで提案書を記載するために開示いただけますでしょうか。	市では、発生段階の対応や非常時優先業務の抽出等について、「大阪市水道局新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を作成しており、優先交渉権者決定後にお示しする予定です。
399	80	第6	3	(2)	イ			事故への対応業務	質問	「通常レベル」とありますが、通常と通常でない場合の定義は運営権者が工業用水道事業者としてマニュアルで自ら定義するということによいでしょうか。現状何らかの定義がある場合は該当文書を募集要項公表時などのタイミングで開示いただけますでしょうか。	各種事故における対応レベルについては、市の事故対応マニュアルとの整合性に配慮していただくことを想定しています。市の事故対応マニュアルについては、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者にお示しする予定です。
400								動画目次: 18.情報開示	質問	マッピングシステムを閲覧することにより、管種、口径、竣工年、事故履歴、補修履歴を知ることが可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	管種、口径、竣工年度については、ご理解のとおりです。事故履歴、補修履歴については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
401								動画目次: 18.情報開示	質問	マッピングシステムで主要な管路を閲覧する場合、操作時間にどの程度の時間を想定しておくべきでしょうか。	情報開示資料の申請者に対し、管路管理システムの閲覧の受付についてご案内を送付しています。閲覧に要する時間については、最初の閲覧の際に把握していただければと存じます。